



ておきたいと思います。

最後に、我が国の競争政策が独占禁止法の本来の目的に沿って厳正に運用され、そのために必要な公正取引委員会の体制強化も強く要求し、討論を終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか?

○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(吉村剛太郎君) 速記を起してくださり。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○烟恵君 自由民主党の煙でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中心市街地活性化法そして大店立地法につきまして、これまでこの委員会でもかなりの審議時間を割きました。同僚議員、そして先輩諸氏が質疑をさせていただいたまいりました。また、先日は参考人をお招きいたしまして、大変有意義なお話を伺わせていただきました。

そういうお話を私自身も聞かせていただいた中で、今回この二法は、とにかく中心市街地を活性化させて、そして町に人が集い、にぎわい、活況を呈するようなそういう街づくりをしていくこうと「う」とに賛するための法案だと理解しております。

であれば、とにかくこの中で一番すべてを決定する舞台の主役はだれかということになりましたら、それはやはり地域住民であり、また商店街と私自身理解しております。ということは、今回の二法案が今後地域住民であるとか消費者の方々にとって魅力的な街づくりに資することにならなければ意味がないのではないか。この二つの法案が実施されて、例えばいろいろな補助金が出る、また規制が緩和されたり、また規制ではないだけでも、さまざま形で何か出店その他にまた歯どめがかかるということがあつたとしても、そつとしたさまざまな措置というものが地域住民、消費者のためにならなければ人は集まらないと理解しております。

ということは、この法案を実施していく中でどのようにその主役である方々の声を幅広くオーブンに求めていく、単に第三者として御意見をもらうだけではなくて、実際に住んでいらっしゃる方ですから、その土地への思い、郷土愛、よくしたいという熱意、当然さまざまお持ちだと思います。また、いろいろな恵みを持ついらっしゃる方、ノウハウを持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、そうした力を結集していかなければいけない。本日は若干時間が制限されておりますけれども、これをどのようになっていらっしゃるかということについて伺つてまいりたいと思います。

では、まず最初に大店立地法の方なんですが、

今申し上げましたように消費者重視という観点が私は大切だと思っていてるので、それと何分一般の市民の方々というのはサインメントマジリティといいましょうか、自分からぱっとと公告縦覧を見て、ではという形にはなかなか実際はいかないと思います。また、きちんと規定で書類は出しましたということになりましてまでの衆議院でされた質疑の方も読ませていただきながら、どうもいまだに大型店VS中小小売

店というような構図で今回の法案の是非が語られるところもまだあるやに思われます。ぜひそこから脱して、次の段階で消費者の声をどのようにくみ上げてそして反映させるつもりであるのか、いろなツールが用意されている昨今であります。そのシステムはどのようにでき上がっているのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) まず、大店立地法についてのお尋ねでござりますが、まさに大型店が立地する周辺の生活環境に焦点があるわけでございまして。したがいまして、その周辺に住まわれている住民の方々がどのように大型店の立地に伴つての悪影響の除去と申しますが、そういうことにつけてぜひ关心を持つていただく必要があることは御指摘のとおりでございます。

その意味で、本法におきましては、およそ地域住民すべての方々に意見を述べることを期待して、ぜひ心を持つていただかなければなりません。そのためには、その旨の規定を置くと同時に、出店者が届け出たすわけですが、その内容を詳細にわかる形で住民の方々に届くのか、仕組みというのをもう一度教えていただけますでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 中心市街地活性化法につきましては、基本的に、どういう場所を中心市街地として規定し、さらにその規定された区域においてぜひ心を持つていただかなければなりません。それがお心ばえは読み取れるんですけれども、ここにもどういう形でお一人お一人の住民の方の声が届くのか、仕組みというのをもう一度教えていただけますでしょうか。

お尋ねです。

そのことがまた、最終的に私どもが関係省庁連携をして支援させていただくという場合においても、その地域の特性であるとかそういうものがよく出ているものにつきまして、独自性あるいは特性、個性、そういうようなものもぜひよく見させていただいて、限られた財政的な措置の中ではござりますけれども、そういうことも配慮しながら支援に当たっていただきたい、このように考へておるわけでございます。

○畠恵君 ありがとうございます。

確かに、これは地方分権ということに非常に重きを置いた法案でございますので、あれこれ口出しする方がかえっておかしいではないかということになりましたら、本当にそのとおりだとと思うんです。

ただ、各市町村というのは当然それぞれ隣接いたしております。その境目の問題をどういうふうにしていくのかとか、今度また市町村レベル以上の、都道府県にあるとかさらにその上であるとか、そういう市町村間の連携調整という問題も出てくると思います。もちろん、第一義の決定をする意味でのプライオリティーというのは市町村であり、市町村が住民の声をくみ上げるなどは思いますが、中では済まないことがありますけれども、その中では済まないことがあります。

○畠恵君 ありがとうございます。

ましては適宜フォローしていく、そういう仕組みというのを法案の中にもある程度読み取れるようになります。もちろん、第一義の決定をする意味でのプライオリティーというのは市町村でした。同じような趣旨なんですねけれども、今回、この二法と都市計画法の三法で三位一体になつて実践されていくものだと理解しております。特にゾーニングの問題に関しましては、各議員の方々からいろいろ確認したいというお声も出ておりまます。ゾーニングそのものにも住民の方々の意向、志向というものが反映されたもので、ヨーロッパ型のまさに皆の手でつくり上げたゾーニング、都市計画ということを今回の新しい都市計画法で実践していただきたいと思つております。

住民の方のお声を酌み取る仕組みとしてはどう

いうふうにお考へでございましょうか。

○説明員(倉林公夫君) 都市計画は街づくりの基本的な方向を定めるものでございまして、まさに地域住民の意向を十分反映させることが重要であるというふうに考えております。

今回の改正によります特別用途地区に限りませず、あらゆる都市計画につきまして公聴会の開催等々いろいろな住民参加の機会を設けているところであります。また、こういった特別用途地区を定める場合に、都市計画法でも市町村のマスター プランというようなものをつくって、それに即してやつていただくことが期待されているわけでござります。

そういうたマスター プランづくりの中で、先ほど先生がお触れになりましたような町の住民の専門家等を巻き込んで、ワーケ ショップというような形でいろいろ積極的な作業に参加しながらマスター プランをつくっていく、そういう動きも多く見られているところであります。

そういう意味では、先生の御意見などを踏まえながら、今後とも地域住民の意向が十分に反映されるような形で努力してまいりたいというふうに考えております。

○畠恵君 ありがとうございます。

これまでの手法プラスアルファの何かまた新たな仕組みも加えた形での公聴会、意見の収集といふのにぜひ努めていただきたいと思つております。

きょうは建設省の方にもおいでいただきました。同じような趣旨なんですねけれども、今回、この二法と都市計画法の三法で三位一体になつて実践されていくものだと理解しております。特にゾーニングの問題に関しましては、各議員の方々からいろいろ確認したいというお声も出ておりまます。ゾーニングそのものにも住民の方々の意向、志向というものが反映されたもので、ヨーロッパ型のまさに皆の手でつくり上げたゾーニング、都市計画という両機構の新たな仕組みを考えた、私自身は非常に高く評価しております。ただ、TMOのあり方というのがその言葉などおりにタウンマネジメントの街づくりの機構で

あればいいんですが、その構成メンバーなどを見ましてもこれは商店街にとどまってしまうのではなくかという部分が若干あります。やはりタウンマネジメントということであるならば、住民の方全般の力がこのTMOの中に生かされるような仕組みになつてあるべきではないかと思います。

そこで、このTMOに何か実質的で公的な権限を与えた上で、商工会、商工会議所等々の商業に携わる方以外のお力も加えて運営するという考えはございませんでしようか。

○政府委員(中村利雄君) 中心市街地の中で商店街というのは非常に大きな役割を果たすわけですが、そこには必ずしも商店街の空き店舗対策あるいは空洞化の対策などを行つてしまひましたが、それにはそれだけ限界がござります、成果は上がっておりますが、度の場合は、それを集中的に十一省庁に特に省庁連携という意味での御決意のほどを一言いだいて、私の質問を終えたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今までも通産省が中心になりました中心市街地の中の商店街の役割というものが決められて、それをTMOという形で実施していくという形になつているわけでござります。

TMO自身がこの事業の正否に影響する非常に大きな核的な役割を果たすというふうに私ども考へておりまして、具体的に言えばコンセンサスの形成でござりますとかあるいは具体的な事業の実施についての役割を果たしていく。したがつて、私どもはこのTMOについて二つの面で強化をしたいと思っておるわけでござります。

一つが機能強化ということでおこなつて、これが企画力、構想の策定等々についての能力を高めにくくといふことござります。具体的には、街づくりに関する専門的な知識を有する人材の派遣でござりますとか養成でござりますとか、あるのは構想そのものの策定費を補助していくことなどです。

特に、支援対象とする事業の決定の手続に際しましては、あらかじめ今の三省の間で調整を行ふことなどいたしまして、三省がしっかりとリードシップをとりまして関係省庁間における連携を完全にいたしまして、さらにその中でも特に私ども通産省が建設大臣、自治大臣ともよく協議をして、リードシップをとりながら、迅速なそしで円滑な運営を進めてまいりたいというふうに思つております。

もう一つは、具体的な事業の実施という観点から、TMOを通じて行う事業につきましてはとりわけ手厚い支援を行うということで、TMOに皆様方が結集していただきたいという形でTMOの機能の強化を図りたいと考えておるわけでござります。

○畠恵君 ありがとうございます。

私は持ち時間をちょっと過ぎておりまして恐縮なんですが、先ほど申し上げましたようにやはり見守らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

各省庁の連携というのが本当に正否のかなめだと思います。せひそういう意味で、大臣の方に特に省庁連携という意味での御決意のほどを一言いだいて、私の質問を終えたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今までも通産省が中心になりました中心市街地の中の商店街の空き店舗対策あるいは空洞化の対策などを行つてしまひましたが、それにはそれだけ限界がござります、成果は上がっておりますが、度の場合は、それを集中的に十一省庁に特に省庁連携という意味での御決意のほどを一言いだいて、私の質問を終えたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今までも通産省が中心になりました中心市街地の中の商店街の役割といふものが決められて、それをTMOという形で実施していくという形になつているわけでござります。

TMO自身がこの事業の正否に影響する非常に大きな核的な役割を果たすというふうに私ども考へておりまして、具体的に言えばコンセンサスの形成でござりますとかあるいは具体的な事業の実施についての役割を果たしていく。したがつて、私どもはこのTMOについて二つの面で強化をしたいと思っておるわけでござります。

一つが機能強化ということでおこなつて、これが企画力、構想の策定等々についての能力を高めにくくといふことござります。具体的には、街づくりに関する専門的な知識を有する人材の派遣でござりますとか養成でござりますとか、あるのは構想そのものの策定費を補助していくことなどです。

特に、支援対象とする事業の決定の手続に際しましては、あらかじめ今の三省の間で調整を行ふことなどいたしまして、三省がしっかりとリードシップをとりまして関係省庁間における連携を完全にいたしまして、さらにその中でも特に私ども通産省が建設大臣、自治大臣ともよく協議をして、リードシップをとりながら、迅速なそしで円滑な運営を進めてまいりたいというふうに思つております。

思っております。

○平田耕一君 大店立地法と中心市街地活性化法、二法案でありまして、まず大店立地法から質問させてもらいたいと思います。

これにつきましては、日本じゅうの中小の商業者が大変注目しておることは御承知のことおりであります。

いよいよ審議も終局に近づいてまいります。私自身も大変責任を感じておるわけであります。

こういう大きな転換点に当たって、その責任を審議官に問うのもなんでありますけれども、中心になって答弁されている。例えば、こうしたことは思い入れが強ければ強いほど、真剣に考へれば考へるほど、実際の施行後の事の正否に当たっては不安になるものだらうというふうに思うんです。審議官、どうですか、不安ですか。

○政府委員(岩田満泰君) 今回 政策転換と申し上げておるわけでございますが、従来のものからかなり考え方方が転換されております。

そういう意味におきまして、中小業界の中にもいろいろな不安をお持ちになる方もおあります。それとも思いますが、いずれにいたしましても、これら中小業界がその持ち味を生かしながら役割を果たしていくだくという意味合いにおいては、やはり街づくり的なアプローチというものがぜひ必要だと思います。

その意味で御不安もあるうと思いませんが、さまざま角度における悩みを私ども一緒になって考え、またいろいろと御相談もしながら、この制度について正しい理解をしていただき、その上でまたその運用について私ども事務当局としても一生懸命取り組んでいきたい、このように考えておるわけでございます。

○平田耕一君 まとめますと、まだまだやつぱり

当局としてフォローしていく、こうおっしゃつていいだらうというふうに思います。よろしくお願ひります。

いたします。

それから、活性化法でありますと、実際街づくりということになるんでしょうが、どこかで御答弁もいたいたいと思います。

これについては、日本に大体幾つ存続している中心市街地というのを日本に大体幾つ存続していますか。

○政府委員(岩田満泰君) この中心市街地の件数の可能性は、大臣が従来より御答弁されておりま

すように、人口の規模とかで注ぎと申しますか、

町村が三千三百ぐらいあるとすれば、およそ可能

性としてはその中心市街地ということにおいて可能性があるわけでござります。

現段階におきますこの法案の御審議をいただく

までに、私ども通産省は通産省なりにそれなりの情報収集をいたしております。相当いろいろな段階にあります。まだこれから勉強する段階、あ

るいはもう既に相当勉強が進んでいて具体的な事業に入ろうとする段階、いろいろでございます。

私どもとしては、そうした地域におけるそれなりのステージでございますが、日々着々と進んでい

る御努力といいうものを見守り、そうしたものを利用

体的な計画としてお出になつた段階におきまして、関係省庁とも御相談をしてこれに対応して可能

な限りの御支援をさせていただきたい、このよう

に考えておるわけであります。

今どのくらいあるかというお話を聞いて貰えれば、なお今各市町村においてお取り組み中という状況でござります。いろいろな事業の選び方がありますのでなんでもござりますが、通産省の平成十一年度の予算と、その対応をも思って、もちろん何十というぐらいのオーダーの対応は関係省庁との御協力の中でできるかも知れない、そのよ

活性化計画と申しますのは、市町村において具体的な事業内容、メニューをお選びになるという仕組みでございますので、一律に幾つぐらいといふふうに想定することは困難な状況にございます。また、どこかに期限があるということではないものでござりますから、先生の御質問がもじのくら

いやるつもりかということであるとすれば、準備の整われた段階でその都度私どもとしては関係省庁と御相談をし、そしてこれに對して可能な限り支援をさせていただく、このよくな姿勢で臨みたないと考えておるわけでござります。

○平田耕一君 具体的に助けていただける例は幾つぐらいかというのは次に質問しようと思つておつたんですが、一緒に同時にお答えいただきました。

日本じゅうにシングルであれば三千数百の中心市街地、それぞれ一・五なり二つあれば四、五千ということになるということでしょう、それから、具体的に想定してプランニングをされつあるもの、具体的な事業まで想定できるのは百近くになる

よう努める、こういう御答弁だったといふふうに思つてます。これは大店立地法と違つて、大変難しい街づくりをこれからやりましょうと、そのことのために皆の力を合わせるための法律です

ので、むしろ皆さんのやる気、どこまで各省府の力を合わせていただけるか、そしてその中心が通産省であるよ、一生懸命やるよということで幾つやつていただけるかということだと思います。

市町村で頑張ってくれ、具体的がということよりもむしろ、今までだれがやつてもなかなか難しかつたわけですから、しかばねが百や二百の個別プランは抱えてでもやつていいこうじゃないかと

いうことが、今の日本の旧商店街あるいは中小業者の窮状を救うことになると思います。法律では

よく一つのメニューをつくってそれをどうだと言つて出すではなくて、地元の皆様方の参画の

中で市町村から熱意のある計画を上げていただき、それを取り上げていくといふことが不可欠で

はないかといふふうに思つております。今までの

よう一つのメニューをつくってそれをどうだと言つて出すではなくて、地元の皆様方の参画の

中で市町村から熱意のある計画を上げていただき、それに向かって取り組んでいく。そして、その成績が上がるようにはそれに支援をしていく

くという取り組みの体制に今度はしたわけでござります。欧米諸国との例に照らし合わせましてもそういうことが必要ではないかといふふうに思つております。

いすれにいたしましても相当な難局であります

し、この二法案の対象となることは大変重要なことでありますので、大臣みずから強いリーダーシップ、御決意というものに我々も大いに期待したいところでございますので、そのことの御表明をぜひいただきまして、私は質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま委員からいろいろ御指摘をいただきました。まことに商店街の重要性というものは我々身にしみてよく存じてゐるわけでございます。今回の大型店に対する政策の転換というものは、要するに経済的規制から社会的規制というものへの大転換を図るというところに大きな意味があるわけなのでござります。

そういう意味で、一般の政策転換というものに於いては、委員の御指摘のよう、中小小売商業者の方々の間に大変な不安があるということをよく承知をいたしているところであります。そういうものに対する配慮を取り組みの際にしっかりと考えてまいりたいと思います。

しかしながら、同時に、時代の変化といふことに対応いたしまして、中小小売商業の持ち味を生かしていただけて豊かな街づくりを推進していくことを考えてまいりたいと思います。

そこで、委員の御指摘のように、中小小売商業者の方々の間に大変な不安があるということをよく承知をいたしているところでありまして、そういうものに対する配慮を取り組みの際にしっかりと考えてまいりたいと思います。

しかしながら、同時に、時代の変化といふことに対応いたしまして、中小小売商業の持ち味を生かしていただけて豊かな街づくりを推進していくことを考えてまいりたいと思います。

そこで、それを取り上げていくといふことが不可欠ではないかといふふうに思つております。今までの

よう一つのメニューをつくってそれをどうだと言つて出すではなくて、地元の皆様方の参画の

中で市町村から熱意のある計画を上げていただき、それに向かって取り組んでいく。そして、その成績が上がるようにはそれに支援をしていく

くという取り組みの体制に今度はしたわけでござります。欧米諸国との例に照らし合わせましてもそういうことが必要ではないかといふふうに思つております。

こういう意味で、それぞれの地域における都市計画、中小小売商業の方々にもこういうものによ

り多く関心を持っていただけます。従来ありました特

別用途地域のようなものも今度の都市計画法によつてずっと変わつてしまりますし、そういうもののをえ得る状態になるわけでござりますから、そういうものに対してもより多く関心を持つていただいて、街づくりの一翼を商店街の方々に担つていただきという積極的な取り組みもぜひお願ひしたいといふふうに思つてゐるところなのであります。

まず最初に、今回なぜ大店法を廃止するのか、何度も聞いておりますけれども、このことについてもう一回重ねて大臣にお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣（堀内光雄君） 今回の大型店に対する政策の転換というものは、近年の小売業を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、現行の大店法の限界を克服しようというのが第一の考え方でござります。

第一に、大店法では、大型店の立地に伴う交通渋滞とかあるいはごみ処理の問題とか周辺の生活環境の問題、こういうようなものにもう対応ができないなくなってきたといったということであります。

店街もあるというふうに承っております。我々は何とかしてそういうような取り組みや努力に積極的な支援をしながら成果を上げていくようにしてまいりたいというふうに思つていろいろところでございま

こういうような意味で、法律の総合的な活用によって、地域社会と調和のとれた大型店の出店とか、今までの伝統ある都市の顔として、街の顔としての商店街、あるいは商店街がその中においてどういう中心的な重要な役割を果たすかというようなことを含めまして中心市街地の活性化、こういうようなものの全体をうまく組み合わせていけるような方法をとっていく様に、私もリーダーシップを持って全力で取り組んでまいりたいと思つておりますし、また委員のいろいろな御指導や御指導をお願いをいたしたいと存ずる次第でございます。

○平田耕一君 民主党・新緑風会の平田でござります。  
きょうは、大店立地法について主にお伺いをいたしたいと思います。もう既に当委員会も何回か、参考人質疑等も終わりました。きょうは細かな法案の内容についてお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(堀内光雄君) 今回の大型店に対する政策の転換といふものは、近年の小売業を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、現行の大店法の限界を克服しようというのが第一の考え方でございます。

第一に、大店法では、大型店の立地に伴う交通渋滞とかあるいはごみ処理の問題とか周辺の生活環境の問題、こういうようなものにもう対応ができなくなってきたといったことであります。

第二番目には、経済構造改革、特に規制緩和の流れの中で、経済的な規制である大店法によります大型店の出店規制を継続するにはもう既に限界に来ているということが言えると思います。また、特に、いろいろな大店も入れたりしながら全体の商業集積と申しますか、そういう集積と集積との間の競争が大きくなってきている。大と中と小といふような形ではなくて、大と中小の共存だと組み合せの妙によって集積全体の魅力を發揮するような状況も各地にあらわれてきているといふこともござります。そういう意味で、大対中小といふいう対立の図式が崩れてきているのではないかとさういう点が第二でございます。

第三番目に、経済的規制であります大店法というものに対して、廃止すべしといふ国の内外から多くの指摘が非常に出てきておるということ。

こういう点を踏まえまして新たな制度を構築することにいたしましたのでござります。

具体的には、大型店の適正な立地の実現を図るためにいたしまして、ゾーニング的な手法の活用を図つていこうということであります。それに加えて、大型店の立地に伴つて生じ得る交通、騒音あるいは廃棄物の問題、こういうような周辺生息活環境への影響というものを緩和するための大店

○平田健二君 よりの立地法の制定を片方で図ることにいたしましてお答えをいたしました。立地法はいわゆる経済的な規制は含まれていないということを確認させていただいたわけですが、大臣ちよつとおっしゃいました、今の大店法ではもう大型店舗の出店の規制ができないというふうな表現をされたわけですけれども、今回の立地法は、経済的な規制ではなくて社会的な規制をかけるんだということでは、規制をするということについては変わらないんです。

経済的規制である大店法の廃止と生活環境保全のための社会的規制を同時に使うということはどういう意味なのか。経済的な規制をとってしまうから社会的な規制をかける、同じ規制というふうに受け取られませんか。大店法の廃止だけでよかつたんではないかという声もあるわけです。なぜ大店法を廃止するかわりに立地法をつくるのか、この必要性が若干根拠が薄いのではないかという論もあるんですねけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(堀内光雄君) 先ほどから三つの点を申し上げましたけれども、一つには、今まで中心市街地というようなものが、歴史と伝統のあるいはコミュニティーとか、いろいろの面での社会的な大きな中心的存在であったものが、今の流れの中で非常に崩れてしまっている。

そういう中で、従来の日本の伝統ある市街地というものをもう一回つくり直そうというようなことを考えてまいりましたときに、やはりゾーニングというものが必要になってくる。そして片方で大型店の出店によって、車が大型店に入るために駐車場待ちで交通が渋滞をするような問題とか、ごみの問題とかいうような、片方の住民の方々からの不満あるいはいろいろの声というものに対しまして、今まで放置しておくわけには

さるに、具体的な問題につきましては事務方の方から御説明いたします。

○平田健二君 いや、それはいいんです。

経済的な規制と社会的な規制との関連性がないんです。私が言いたいのは、大店法を廃止することについては賛成ですけれども、大店法を廃止する以前に、生活規制、社会的な規制として騒音などが駐車場などというのは大店法とは関係なく法律をつくつてもいいわけです。なぜ大店法を廃止するときにこの立地法を提案するのか、この理由がわからない、こういうことなんですね。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおり、大店法と大店立地法は、その法律の目的あるいは趣旨を全く異にするものでございますが、今回、大店法の根本的な見直しという作業の一環の中から今御提案は出てきたものでございまして、まさに産業構造審議会・中政審の合同会議で議論をいたしました。

私ども、実は大店法の運用をするその経験として、最近とみにいわゆる生活環境問題と申しますか、俗に住民問題と言われる大型店出店に際しての問題は意識をしておったわけでございます。

大店法の見直しを基本的にやるという作業のプロセスにおきまして、審議会の御指示もあって、実は総理府に世論調査をお願いしました。そういうことの中から、国民の多數はこの五、六年の間に買い物が大変便利になったということを一方で言つておられるわけでございますが、同時に、大型店について何らかの規制が必要だと言つておられる国民の方々が六割を超えておられるわけでございます。

そして、その具体的な内容はそういうことになりますと、大型店について懸念することの中身に、交通混雑ですとか車公害の話あるいは騒音公害の話、ごみ問題の発生といったようなものが指摘な



則といふものを確かに持つておるわけでございま  
すが、これを勧告、公表ということにいたしまし  
たのは、一つは、今回のものが店舗面積をどうす  
るとか閉店時刻がどうであるというようなことでは  
なくして、先ほど申し上げますように、交通の  
渋滞とかあるいはうるさいとか臭いとかといった  
ような周辺環境の問題でございます。

そういうことになりますと、最終的にどのよう  
な対応をするかというの、出店する店の対応も  
さまざまございましょうが、出店する場所、  
その周辺状況もさまざまあるということになり  
ますと、その対応についてはかなり幅が出てくる  
可能性があるわけでございまします。そうなります  
と、最終的に命令、罰則で担保をするということ  
になりますと、構成要件が地域によって余りばら  
ばらになつてはいけないわけでございまして、そ  
の意味でかなりもろ考へるべき、つまり配慮  
をしていただくべき事項と申しますか、あるいは  
対象と申しますか、そういうものが限定的にな  
ります。

しかし、それでは現実に大型店出店に伴つて起  
きてくる問題に十分対応したことにはならない。  
そうした範囲を、つまり命令、罰則を入れる  
となればかなりこの法律の対象は狭くなざるを得  
ない。他方で、現実に起きている問題に対応す  
るためにかなり幅広い事項について対応ができ  
なければいけない。そういうようなことでまさ  
にこれは選択の問題でございまして、やはり現実  
におきまして命等の措置を設けることをしな  
かつた、こういうことでございます。

もちろんそういう問題意識を持つてのこ  
とでございままでの、本法におきましては法案の  
九条第四項に勧告を受けた者がどうするのかとい  
うことの規定をわざわざ置いております。これは  
すべてを調べたわけではございませんが、余りこ  
ういう規定は置かれていないと存するわけでござ  
います。

具体的には、「都道府県から」勧告を受けた者

は、当該勧告を踏まえ、都道府県に必要な変更  
に係る届出を行うものとする」という規定を置  
きました、強い方向性を持った、つまり出店者は  
都道府県等の意見あるいは勧告の趣旨というもの  
を尊重した対応をすることが強く望まれているん  
だということの趣旨を規定して、法案上明記をさ  
せていただいたわけでございます。

私ども、もしこの法律が成立しました暁におき

ましては、この九条四項という規定が置かれてい  
ました。つまり、地域住民からの共感がないような  
小売店は繁盛するわけがない、自然に淘汰されて  
いく、こういうことです。

だったら、今、きょう現在新しくどこかに出店  
している大型店を見ますと、駐車場問題とかごみ  
とか騒音とか、そういうものはほとんどクリア  
して、今回の立地法での問題が起きるようなスー  
バー、大型店はできていないんです。ほとんどが  
もう騒音とか駐車場とかそういうものをクリア  
しておるんです。まして、今説明がありましたよ  
うに、地域住民のそういう共感なくして大型店  
が繁栄するわけがないということならば、社会的  
規制を設けなくても私はいいんではないかと思ひ  
ます。

そういう面から見たときには、立地法の必要性に  
ついていかがですか。

○政府委員(岩田満泰君) 既に対応ができるいる  
のではないかというような御趣旨のお尋ねかと存  
じますが、確かに現実問題としてそういう対応が  
おきましては、出店者の側はどうな  
どいうふうに影響があり得ると想定するか、あるいは  
自治体は一体それに対してもうう意見を持つ  
ているのか、それに対してまた出店者の側はどうな  
対応をしているのかというようなプロセスを公正  
透明な手続の中で知り得るような仕組みにする。  
また、それがばらばらのものではなくて、大型店  
に特徴的と思われる範囲のものではござりますけ  
ども、そういうものについて協議をするんだ  
と。

な手続、ルール、場合によつたらこれをナショナルスタンダードと呼んでもいいかもしれませんけれども、そういうものを定めることによって地域と調和的とれた出店をしていただく。しかしながら、その中には一つのルールと申しますか秩序のよい話話し合いと申しますか秩序立つたものにする必要があるのではないかと  
いうふうに考えるわけでございます。

また、必ずしも明確な手続、ルールが定められ  
ていないということは、逆に言いますと、地域の  
住民の方が広く何が起きていて何が議論され何が  
どのようにされているのかということを知り得る  
仕組みがないという状態が現実ではないかと思つ  
ておるわけでございます。ある種のケースベース  
による、ばらばらと言いますと詰弊があるかも存  
じませんが、そうした対応にならざるを得ないと  
いうことでございます。

そういう状況にかんがみまして、今回、大店立  
地法はまさにその大型店の設置者に配慮を求める  
ための統一的な手続、ルールを定めたいというこ  
とでございまして、その中で大型店の設置者の届  
け出でございますが、市町村長や地元の住民の  
意見でござりますとか、あるいは都道府県の意見  
とか勧告とかという、まさに節目節目ににおいてそ  
の内容はすべて公告総覽に付されるということを  
お願いいたしておりますわけでございます。

それによりまして、地域住民の方々がその出店  
計画の内容、あるいは生活環境に及ぼし得るよう  
な影響があり得ると想定するか、あるいは  
町の構造上の視点から、地域のどういうところに  
どういう施設の立地を適当と認めるかと  
いうことでござります。そうした立地が認められ  
るということの上で、そのいづれかの地域に、つ  
まり立地の可能な地域に対して大型店が立地をす  
るという意図表明がされた場合におきまして、周  
辺地域におきます騒音でござりますとか渋滞です  
とか、あるいは住民の利便、商業その他の業務の  
利便といった生活環境の保持の問題について大店  
立地法によつてかかるべき出店計画の調整をす

る、このようなことの体系で考えておるわけでございます。

○平田健二君 先ほども答弁をいたいだなんですが、都市計画法のゾーニングは市町村で自主的に決定することができますね。ゾーニングはそれぞれ市町村でできる。ゾーニングで大型店の出店が認められる場合は、どういうふうに出店するかとありますけれども、先ほどもちょっとお話をありました。ナショナルスタンダードですか、日本語で言うと全国共通の基準、全国的に一律で一定幅というガイドラインになるわけですね、お尋ねをします。

○政府委員(岩田満泰君) ただいま御説明申し上げましたように、ゾーニングをクリアした出店案件、そういう出店事業につきまして、それを前提に交通、環境問題といった視点から生活環境の保持のための対応を図る、そういう意味でのナショナルスタンダードと申しますが、ルールを定めたいというのが大店立地法の趣旨でございまます。指針の内容につきましては、生活環境に係ります事態の把握方法から具体的な対応策のオプションまで、かなり広範なものにわたると思います。したがいまして、一律かつ定型的といふ形で指針で定め得るかどうかといふのはござりますが、特に対応策についてのオプションと申しますか処方せんとして、具体的に特にそのうちの程度の問題、例えば駐車場といふのはこれで十分か十分でないかとか、あるいは交通整理員といふのはどういうふうにするのかとか、「この置く場所はどうで焼却用の処理施設はどうするのか」というようになりますと、その店舗の設置のレイアウトの問題とかいろんなことがござりますので、必ずしも地域で一律にとすることにはいかない。その地域の出店地の周辺の事情も考えたある種の幅というものもあり得ると思いますが、いずれにしてもナショナルスタンダードとして一定の基準と申しましようか、そういうものを用意して

提供するといふことが前提になつておるわけでございます。

○平田健二君 今回の立地法のガイドライン、国がつくったガイドラインの上に都道府県が自主的にガイドラインをつくる、いわゆる上乗せ、横出しありますけれども、先ほどもちょっとお話をありました。ナショナルスタンダードですか、日本語で言うと全国共通の基準、全国的に一律で一定幅というガイドラインになるわけですね、お尋ねをします。

○政府委員(古田謹吾君) ただいまの御質問は大店立地法の十三条にかかる問題かと思うわけですが、今回の大店立地法は政策の一つの大きな転換を図つてナショナルスタンダードとしてのルールを定めるものであるとございまして、これでよろしいですか。

○政府委員(岩田満泰君) ただいま御説明申し上げましたように、ソーニングをクリアした出店案件、そういう出店事業につきまして、それを前提に交通、環境問題といった視点から生活環境の保持のための対応を図る、そういう意味でのナショナルスタンダードと申しますが、ルールを定めたいというのが大店立地法の趣旨でございまます。指針の内容につきましては、生活環境に係ります事態の把握方法から具体的な対応策のオプションまで、かなり広範なものにわたると思います。

したがいまして、一連かつ定型的といふ形で指針で定め得るかどうかといふのはござりますが、特に対応策についてのオプションと申しますか処方せんとして、具体的に特にそのうちの程度の問題、例えば駐車場といふのはこれで十分か十分でないかとか、あるいは交通整理員といふのはどういうふうにするのかとか、「この置く場所はどうで焼却用の処理施設はどうするのか」というようになりますと、その店舗の設置のレイアウトの問題とかいろんなことがござりますので、必ずしも地域で一律にとすることにはいかない。その地域の出店地の周辺の事情も考えたある種の幅というものもあり得ると思いますが、いずれにしてもナショナルスタンダードとして一定の基準と申しましようか、そういうものを用意して

しょうか。

○政府委員(岩田満泰君) ただいま御指摘の条文につきましては、大店立地法の適正な運用のため生活環境上の影響を受け得るあらゆる主体から幅広く意見を聴取するというものが本法のこの規定の趣旨でござります。そういう意味におきまして、主体の要件といいまして、その地域に居住してたりあるいは事業を行つてゐる者に限る必要はないわけでござります。その意味で個人であらうと何人も意見を言つることができます。が、まさに影響を受け得る主体ということが想定されておるわけでございまして、御指摘のような沖縄の出店計画に北海道の人があつて、この規定上想定されるものではないというふうに考へております。

○平田健二君 いや、それはおかしいですよ。ここに書いてある三つの目の表現はそういうふうには読めないんです。これは、生活環境保持のために物を言うということであれば、日本国民であればだれでもいいと、そういうふうに読んだらダメですか。

○政府委員(岩田満泰君) 立法の趣旨として申し上げれば、確かにここに「生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者」ということでありまして、その意味での個人であろうと団体であろうと、どうかとございますけれども、趣旨としては、大型店の出店に際して生活環境上の影響を受け得るあらゆる主体というものが立派に想定されるわけです。これはやはり経済的な配慮だといふうに私は考えるんですけども、こういった表現が出てくるのが非常に大きいと、こういった表現が出てくるのが非常に大きいと、こういった表現が出てくることがあります。

○平田健二君 それなら、三つの目のこの表現は

ちょっと誤解を与えるんじゃないでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) ここでは、「団体その内に居住する者」、まさに大型店があるその地域の人だけというふうにこれは限定しなきやならぬなんだろうか。

私が勝手に解釈しますと、日本国民であればだれもいいと。端的に言いますと、沖縄の那覇市の大型店出店の問題について北海道の環境団体が

べき事項について意見を有する」ということでござりますので、その意味で当該市町村あるいはその隣接と申しますか周辺とということで、必ずしも

の考え方の中には「当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者」ということでございますので、この立法の趣旨としては先ほど来御説明をしたような趣旨で規定をしたということでござります。

○平田健二君 それでは、ちょっと違つたことをお尋ねいたします。

今、八条二項の意見が提出できる主体を聞きました。今度は意見の中身についてお尋ねします。八条二項や八条一項で市町村や商工会などあらゆる個人、団体が意見を述べることができるわけですが、それらの意見はだれの意見であれ周辺の生産活動の観点に限定される、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおりでござります。

○平田健二君 これは想定ですけれども、地域の商店街の人や地域の住民の人あるいは商工会の意見を聴取しますと、私たちの生活が奪かれる、あるいは市町村なんかになりますと商店街への影響が非常に大きいと、こういった表現が出てくることがあります。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおりでござります。

○平田健二君 これは想定ですけれども、地域の商店街の人や地域の住民の人あるいは商工会の意見を聴取しますと、私たちの生活が奪かれる、あるいは市町村なんかになりますと商店街への影響が非常に大きいと、こういった表現が出てくることがあります。

○政府委員(岩田満泰君) 大店立地法の目的は、周辺地域の生活環境の保持のため大型店の設置者により適正な配慮がなされることを確保することによってあります市町村あるいは住民等々が都道府県等々に提出する意見といふものは、あくまで本法の目的に沿つたものでござります。

今御指摘のとおりでございました、例示されました商店

街の商売が脅かされる、もしされが競争の結果、商売に負けて脅かされるといったような経済的な影響を勘案するということであるとすれば、それが本法における生活環境への影響といふやうな中に入らないということは御指摘のとおりでござります。

今回の大型店に関する趣旨につきましては、今後私どももそうした経済的な影響とりわけ競争の結果商売が脅かされるとか脅かされないとかいうようなことは、この大店立地法の中に入らなければ、この町のこの商店街、影響が大きくてといふことにつきまして今後十分周知に努めたいということ存じておりますし、大店立地法の目的とあわせまして、こうした趣旨について今後理解を得るように努力をしていきたいと考えておるところでございます。

○平田健二君 都道府県への具体的な指導といいますか、周知徹底は大丈夫でしょうか。いや、うちのこの町のこの商店街、影響が大きくてといふようなことが言われますよ。いや、それはだめだと、そういう配慮はしないんだよということは眞が言わなきやいかぬわけですね。県への指導、周知徹底はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(岩田満泰君) 私どもももちろん、指針その他によりまして基本的な運用の枠組みをお示しするときに、そういうことの趣旨をお示しするということは当然あり得ますし、そのほかにいろいろな説明の機会、既に都道府県あるいは地元自治体に対しても複数回にわたって、国会に提出させていたたゞく以前にこうしたものを持ち出させていただくということについて御説明をしてきておりわけですが、もし成立いたしましておきましたら、さらにそういうことで改めて御説明を申し上げますし、また指針その他の段階でもござります。

私どもも、この趣旨において運用がされていくかにつきましては、その立案の責任者と由しましようか、あるいは指針をつくった者、担当者として運用の状況についてはまた注視をしてみたい、こう考えておるわけでございます。

○平田健二君 次に、第五条第一項第六号の届け出事項についてお伺いをいたします。

　営業時間も周辺の生活環境に大きな影響を与えると思います。開店時間、閉店時間についても届け出事項とすべきではないかと思います。また、正月三が日の営業についても、生活環境のみならず、地域の文化、習慣、さらにはそこに働く人々、納入業者の方たちの労働条件にも大きな影響を及ぼすと思われますので、これも届け出事項とすべきだと思いますけれども、いかがでしょか。

○政府委員(岩田満泰君) 大店立地法第五条第一項第六号に、省令で店舗の施設の運営方法について定めるございます。今後の作業ではございませんが、施設の管理状況、配達車両の運送回数ですかあるいは時間帯といったようなものがこの運営方法の中に想定されるというふうに現段階においても私ども考えております。

　その意味におきまして、御指摘のうちの開店時刻、閉店時刻というようなものは、夜間早朝の周辺問題といふものと関係があり得るものと考えております。

一方、正月その他の営業日あるいは休業日についてお尋ねでございますが、それが大型店固有のあるいは特徴的な生活環境上の問題とどういう關係になるかという点は必ずしも明確ではないと考えておりまして、休業日が生活環境とどういうふうに関係するか、とりわけ大型店との関係でそれをどのように整理をすることが可能かという点については現段階において疑問を持たざるを得ないというふうに考えておるところでござります。

○平田健二君 普通日の休業日というんではなくて、お正月三が日に大型店だけが営業する、地域の商店街は休むということがあります。それから、地域によりますと、もう本當は休みたいんだけれども商店街が正月一日から初売りするんでと、いうところもありますし、いろいろとそれぞれ地域によって違うと思いますが、正月三が日は元日はから営業するというところもあるわけですよ。そ

うしますと、納入業者の方はもう三十一日から休みなしですよ。そういったことも含めて届け出事項にすべきだというふうに私は考えておりますので、ひとつ検討していただきたいと思います。

最後に、大臣にお伺いをいたします。

これは代表質問のときにもお伺いをいたしましたがガイドラインの作成ですけれども、やはり早く決めていただかないと地方が対応できない、出店側の準備が進みません。立地法には二年後ということでありますけれども、ひとつ早目に、一年以内ぐらいにガイドラインをつくっていただきとぜひ大臣にここでお約束をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(堀内光雄君) 委員御指摘のとおりに、指針というのは、都道府県、政令都市にとりましてこの法律の運用に当たつてのよりどころになるものでございます。そういう意味で、大規模小売店舗の設置者にとつても相応の準備が必要になると思ひますので、できるだけ早い時期に公表する必要性があるというふうに私も認識をいたしております。

一方では、指針の意義とか位置づけというものを考えてみますと、内容が実態に即したものになることが不可欠なことになつてまいりますし、そのために、その策定に当たりましては、十分な調査とか検討とかそういうものを行つたプロセスの中で、どういう形、会議のような名前にするかは別にいたしまして、そういう特に専門的意見を聴取する場所などを通じて幅広く意見を聴取してまいらなければいけないというふうに思つております。

関係各省庁とも協議する中で、官も民も一緒に関係する知見を結集することが必要だというふうに思つておりますので、策定スケジュールについては現時点で明確に一年と委員のおっしゃるようなことで区切りをつけるということをお約束することではきないのでありますが、委員の御指摘も十分に踏まえまして、法律案の成立後、早急に委員の御意見に沿うような努力をしてまいりまし

○平田健二君 せひひとつ早く成案ができるようお願いしたいと思います。

○加藤修一君 公明の加藤でござります。

まず最初に、大臣の方にお伺いしたいわけですが。先ほどの答弁の中に、経済的規制から社会的規制への政策転換であると、非常に大きな転換であります。シンプルに言えば、クローバルスタイルでいくといふことになつております。私もそういう理解で入ってくるでしようし、それから欧米におきましても、やはり社会的規制によって街づくりをやつていくといふことになつております。私もそういう理解でありますし、そういう方向が望ましいとうふうに考えてゐるわけであります。

そこで質問でござりますけれども、本法の目的でありますいわゆる生活環境の中身はどういうことについて、先ほど生活環境の中身はどういうことであるかという同僚の質問もあつたわけですけれども、その生活環境はどの程度の広がりを持つか。その概念によっては指針の範囲等が決定されることにもなつてしましますし、そういういた意味ではこの生活環境の中身、広がり、それが非常に私は重要な思想です。

この点については歐米におきましては、中心市街地の活性化あるいは住民の身近な購買機会の観点、そういったものを含めながら実は大型店の出店を規制している。今回の大店立地法につきましてもこの点について調整を行なうべきであろうといふ考え方には立つておるわけですから、この辺についての御見解、よろしくお願ひしたいと思います。

○國務大臣(堀内光雄君) 大店立地法をおきます生活環境という概念でまいりますと、例えば大型

店の立地によりまして、大型店に入る駐車場待ちの車によって渋滞を生じその周辺が大迷惑を受けるというような問題とか、周辺住民の生活の利便性とか、商店街だけではなくて、あるいは周辺でいろんな事業をしている方々の業務の利便性に影響を生じるような場合に、これに対処する種類のものをこの生活環境として取り上げております。

一方で、都市構造として、例えば身近な買い物機会とかいうようないろんな問題がございますが、そういうものが必要とされる場合には、いわゆる都市計画法のゾーニング的手法によって一定地域に望ましい商業集積、これを立地誘導することが適当でありまして、今回の都市計画法の改正は、そういう趣旨に添いまして都市計画に関連する中で生活環境の整備を実現させていこうというところでございます。

したがいまして、大店立地法の生活環境につきましては、先ほど申し上げたような範疇の中での概念というものに絞られてまいるというふうに考えております。

○加藤修一君 今ゾーニングの手法が出てきたので、重ねてこれに関して質問させていただきます。

その前に、同じことを言うようですが、生活環境の中身ということであえて確認すると、身近な買い物機会の確保、利便性の確保という中身に入ってくると思いますけれども、あるいはそのコミュニティーが崩壊しないようにそれを担保するコミュニティーの確保、あるいは再度申し上げますけれども中心市街地の活性化あるいはその維持、そういう内容を含むという理解で私はおられますけれども、よろしいでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) ただいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございまして、身近な買い物機会といふ商業集積をどう立地誘導するかとかいう点は、まさに都市の構造にかかる問題でございまして、我が国におきましても都市計画法を始めとするそうしたゾーニング的なものでやることが至当な手法であると、またそれが現に行われ

○加藤修一君 ゾーニングの件についてですけれども、ちょっと質問の順番が狂うかもしれません。が、都市計画法で言われているところのゾーニングによって、今その生活環境の中身について確認したわけですけれども、そういうことがきらうと担保できるという今の答弁だと思いますけれども、本当に担保できると思いますか。

○政府委員(岩田清泰君) 私は専門家ではございませんけれども、現にもちろん用途地域の中に区域、例えば店舗の出店についての規制が存在するのでございまして、そうしたものの背景、物の考え方として私どもの商業施設についても住居の専用地域について余り大きなお店は必要としないというような考え方方があって、それなりの規制が行われているという側面、そういうものがあるのだと考えております。

その意味において、基本的に我が國の中にもそうした考え方は流れているというふうに言うことはできると思いますし、また諸外国の例でもそのような都市計画体系と申しますか、ゾーニング手法の中でもうした考慮がされているというふうに基本的には理解をしているわけでございます。

○加藤修一君 欧米のゾーニングについては、確かに今答弁がありましたようにそういうふうになつてはいると思いますけれども、日本の都市計画法あるいは改正に当たつての中身について検討していくても、必ずしもそういうふうには考へることはできない。私はちょっとそこは理解できないんですけれども、これについては後ほどまた質問いたしますので、別の質問をまずしていきたいと思います。

それでは、まだ大臣に御答弁をお願いしたいんですが、第四条、指針、これを定めることになつてゐるわけですけれども、中身がある意味で私なんかは非常にわかりにくい、決まつていないようになります。政省令にゆだねることになつて思ひます。

いくわけですかけれども、法案が通った後でその辺のことが決まってくるようにも聞いておりますし、そういった意味では明確ではない、ある意味で裁量行政を招くことになるかもしません。もちろん、その中身をつくっていくに当たって審議会あるいは地方での意見聴取会、そういうふたものが開催されしていくことが非常に望ましいわけですし、オープンな議論を通して透明性をやはり確保すべきだと私は思っているわけですけれども、その辺についてどのようにお考えですか。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員のお話のとおり、指針、ガイドラインでござりますから、周辺の地域の生活環境の保持を図る観点からも、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき具体的な内容を定めることでございますから、都道府県とか政令都市にとつてこの法律の運用のよりどころになるものでありますだけに、それこそ明確であると同時に具体的に規定をしていかなければならぬと思っております。

それと同時に、片方では届け出事項についても、周辺の生活環境への影響を判断する上でこれまで周囲の方々から見て必要かつ十分な事項についての問題をしつかり出さなければいけないといふふうに思います。届け出事項あるいは指針につきましては、それこそ慎重かつ十分な調査や検討を行うとともに、審議を行う場をひとつ用意したいというふうに思っております。その中で、専門的知見を有する方々あるいは関係省庁の方々、地方自治体の方々、そういう方々の意見をしつかり承つて、そしてその指針及び省令というものについて透明な中でしつかりとまとめてまいりたいというふうに思っております。

○加藤修一君 今の答弁をあえて確認させていただきますと、生活環境の保持、その調整のためのガイドラインとなる指針においては、中心市街地活性化計画や再開発計画といった一定の准づくり、そういったものへの影響を勘案した調整ができるようにする、そういう理解をしているわけですけれども、どうですか。

○政府委員(岩田満泰君) 大臣が申し上げましたのは、今のお話の中にはかなり慎重に議論をしないといけない要素が含まれておるのではないかとうふうに拝聴いたしました。

と申しますのは、政策転換と言い、実はその実態において経済調整を行つておるという批判を飛び拓くというようなことではないわけでございまして、その意味において、を中心市街地あるいは再開発事業が行われているからということが直ちにこの大店立地法で何か考慮ができる要素になるととは申し得ない。いずれにいたしましても、そこで何かをやつっているからこちらはどうだというような対応というのは、まさに都市構造の問題として議論をされるのが基本だというふうには思ひます。

しかしながら、大型店出店に伴つて周辺にいろいろな形での影響を与える。それは、経済的影響ではなくて社会的な意味合いにおける影響を与えるということで議論をされることはあると思います。再開発事業が行われて、その再開発事業において何かある連携性というようなものが保持されないで勝手な大型店の出店が行われるというような場合においては、再開発事業との調整といつものもこの生活環境の議論の中で可能だとは思いますが、それでも、再開発事業を行つてそこに何があるから、したがつて、もしかしたら競争上負けれるかもしれないというような考慮が入つた上での配慮とでも申しましようか、そういうことであるといたしますと、この立地法の制定の趣旨とは相入れないものになる。

その意味におきまして、冒頭申し上げました、今先生のお言葉の中の再開発とか中心市街地といふような意味合いにおいては、内容的にかなり慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

○加藤修一君 いや、競争とかそういう話ではなくして、要するに社会的な規制という観点から私は申し上げているわけなんですけれども、そこをもう一度お聞きいたします。

○政府委員(岩田満泰君) 周辺で再開発事業が行われておつて、その隣みたいなところに例えれば大型店が出る場合に、そうした再開発事業の思想と申しますか、ある種の考え方あるいはその内容と

いうものについての連携性という意味で調整を行なう。それとは無関係な、それに障害を与えるようなものというケースがもしあるとすれば、再開発事業との絡みにおいても、大店立地法の生活環境、つまり業務の利便の確保と申しますか、そういう意味合いにおいて可能だと思いますが、再開発事業が行われているから大型店の出店は認めないんだというわざやる経済的な影響を勘案しているかもしないような議論になりますと、そこはこの立法の趣旨とは違うわけでございます。

その意味におきまして、社会的な意味合いでの生活環境だとおっしゃれば、あるいはそのような調整がこの立地法の上においても可能かもしれないという感じでございます。

○加藤修一君 可能かもしれないということは、可能だという理解でいいですか。

○政府委員(岩田満泰君) 社会的な意味合いにおける生活環境と申しますが、そのような意味合いであれば可能だと考えます。

○加藤修一君 それでは、ちょっとスキップいたしまして、第十三条の規定の内容について確認したいわけです。第十三条には地域的な需給を勘案することなくというふうに書いてございますけれども、私としては、WTOあるいはGATT、こ

ういう国際条約に違反しない、そういうふうな表現が望ましいという理解をしているわけなんです。づらいという判断をしているんです。ですから、いたずらに国際条約が求めている以上の制約をこの文章をもつて課さない方がいい。そういう意味では国内の流通業界を混乱させることになりはしないかという感じがいたすわけなんです。

それで、先ほどから申し上げておりますけれども、歐米諸国が実際に行つておりますように、身近な買い物機会の確保あるいは中心市街地保護等

のための規制、そういうものは問題がないと、そういう理解でこの辺については考へておるわけですけれども、御見解を示していただきたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 先ほど来御説明いたしておりますように、今回の政策転換はいわば經濟的規制から社会的規制に移ろうということでございまして、その意味で、国の施策だけではなくて地方自治体の施策においてもこういう考え方を徹底していただきたいということで十三条の規定を置かせていただいているわけでございます。

先ほども御説明いたしましたけれども、例えば身近な買い物機会の確保ということが、小売業者間の競争の結果、特定の店舗が経済的な影響をこうむることになるからこれに対処するんだということは適切ではないと考えております。むしろ今回制度改正全体の趣旨に照らして、都市構造の問題として一定の地域に望ましい商業集積を立地誘導するということが必要である場合にはゾーニング手法によりますし、あるいは同時に中心市街地の活性化といったような手法も活用できると思

います。また、必ずしも中心市街地でなければ一般の商業政策の活用によってこれを支援するとい

うような対応が可能であるし、またそうしていったくことが望ましいと思います。そつたゾーニング手法を使い、あるいは中心市街地の活性化を支援策としても活用するということ自身は、この十三条规定が何ら否定するものではないものでございます。

○加藤修一君 経済的な規制ということではなくして私も聞いているわけですが、要するに、配付した資料にも書いてございますけれども、要する

も、歐米の都市計画法制・規制というのは特定の商店を保護するものではない。いわゆる中心市街地の商業機能を一定規模維持するためあるいは住

もできると、そういうふうに理解していいかどうか、そこを確認したいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) ゾーニングの場合には、私ども理解いたしますのは、どこの国にも大

きそういうことが書いてあると思いますが、特定の商業の集積を保護するという趣旨ではないといふ規定がございます。要は、言つてみれば、住民の生活の利便というようなものを考えて小売機能をどのような地域につまり居住状況その他との対比においてどのような小売機能を維持するかということが議論され、それがいわば縦引きされゾーニングされるというようなことになつておるわけでございます。そういうものはこの大店立地法の十三条に違反するものでもないし、まさに国際的に広く活用されている考え方であり、また手法であるというふうに理解をいたしておるわけであります。

○加藤修一君 先ほど指針の話をしたわけですがれども、これは中身を決めるに当たつて非常に重要なことです。私は、現段階で通産省がどういう指針の内容を考えているか、そういうしたことについて具体的に知りたい、それを提出してほしいと思うんですけどけれども、どうですか。

○政府委員(岩田満泰君) 私どもも法案を御提出させていただいて以来、その指針の内容についてどのようになるか議論いたしております。もちろん、指針の内容といふほどの段階にはございません。と申しますのは、指針につきましては、これから実例、前例、その他いろいろと調べた上で、どのような判断基準あるいは要素を盛り込むのがいいのかということをございます。いずれにいたしましても、どのようなことを今後検討する必要があるか、そうした指針の中の構成要素としてほんなんものが考えられるかというような内容のものがござりますので、御指示がございましたれば提出させていただきたいと存じます。

○加藤修一君 ぜひ提出していただきたいと思ひます。それは委員会に提出しないで、こちらの方に提出してください。お願いします。

それから次に、この法案が実際に施行されないと、なった場合にはさまざま問題が生じることを私自身は想定しているわけですから、その前にいろいろな課題がたくさんあるということも考えられます。

それから、施行に当たつて二年間の猶予がある。そういうことも考えられます。しかし、実際に施行した段階からさまざまな大きな問題が出ることも予想し得る部分も十分ある。そういう点から考えていくと、やはり見直しをするといふことも必要ではないか。例えば三年以内にこの法律の中身について見直しをする、そういうことでも一つの考え方として成り立つと思うんですねども、この辺についてはどうですか。

○国務大臣(堀内光雄君) 御指摘のとおりに、この法律の法案が施行された後におきまして、この法律の趣旨に沿つて適切に運用がされるように、その運用状況については不断に注意をしていかなければなりません。私は、現段階で通産省がどういう措置を講じていくことは当然だというふうに考えております。

ただ、今回の大型店に関する政策の転換というのは、先ほども申し上げましたが、経済的規制である大店法といふものから、大店立地法の制定と改正都市計画法を初めとするゾーニング的手法の活用、この二つによつて大きな転換を図るものであります。したがいまして、地方自治体の行政にとつても大きな転換となることから、当面は地方自治体が腰を据えて安心して街づくりに取り組めようふうに考えております。

したがいまして、今回の大きな政策転換に係る制度の運用の定着状況というものを見ることなしに、現時点においてあらかじめいつまでに見直しをするということを決めておくことは適当ではないというふうに思つております。必要があつた場合には適切な措置は講じていくということは申し上げますが、期限を切つての措置ということは適

当ではないというふうに判断をいたしております。

○加藤修一君 ちょっとと理解できないんです。大きな転換だと、制度の安定性を考える、あるいは一定着状況を見てという話ですけれども、これは三年とか、あるいは五年、七年、そこまでいかなくとも、例えば大店法については二年間で見直しをするという話がありました。あるいは三年で見直しをする法令としては労働基準法とか労働者派遣法あるいは船員法、さまざまなものがあるわけであります。これだけの経済的規制から社会的規制に移るという話ですから、政策転換です。そういう意味で、非常に混乱する状況が生まれる可能性は十分あるわけですから、そういうものを含めて見直しをするということがやはり私は非常に大切だだから、三年とか五年とか年限を切ってやらないと、またするすると行つてしまふことは今までの例を見ているとわかりますので、年数をきっちりとしてやつていただきたいと思ひますけれども、再度お願いします。

○国務大臣(堀内光雄君) 先ほどから申し上げておりますように、決して見直しをしないとかいうことではないのでありますけれども、必要があれば適切な措置を講じていくことは当然でございますが、今のところで時期を切るということだけは適切ではないというふうに申し上げているわけであります。その期限というものが何年か適切であるかといふこともなかなか難しい問題でございますから、そういう点を含めて御理解を賜りたいと思います。

○加藤修一君 ゼひ見直しを早くやるべきだと私は思っておりますけれども、なかなかそれは難しかったみたいと思います。

それでは、次に都市計画法の改正に関してなんですかけれども、配付している資料もございます。日本の都市計画の区域を考えていきますと、大型

店が出店できる地域は、都市計画区域は国土の約四分の一ありますし、区域外の建築は規制できない。あるいは市街化調整区域は約一割、さらにそこの一部でありますけれども用途地域は四%、それから、用途地域でも住居専用地域あるいは工業専用地域を除き、多くの地域で出店は容易である。それから、白地地域については用途の制限はかかるておりますが、出店できる地域のエリアが日本の場合極めて多いという理解でありますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) おおむね今先生からお話をございましたことがございますが、私若干細かく御説明をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

先般も連合審査をさせていただいたわけですが、都市計画制度はそもそも複雑でございまして、なかなかわかりにくいういう御指摘もいたしましたが、市街化調整区域においては第一種中高層住居専用地域あるいは第二種低層住居専用地域、さらには第一種低層住居専用地域、これが五種類ござります。具体的に申し上げますと、第一種住居地域あるいは第二種中高層住居専用地域あるいは第三種低層住居専用地域が禁止されている地域、これは工業専用地域が第一種類ございます。逆に残りの六種類、それは商業系であり、あるいは工業系であり、住居系の第二種住居地域あるいは準住居、これが六種類ございまして、これらは店舗の延べ面積に制限のない地域でございます。

したがいまして、申し上げますと、おおむね指定面積の七割が店舗の立地に何らかの制限がございまして、これは面積的でございますが、制限がないのが三割でございます。

我が国の国土三十七万平方キロのうちの都市計画区域が四分の一と御紹介いただきましたが、そのとおりでございますが、一つだけ加えさせてい

ただくと、線引きされている市街化区域、これは当然今申し上げたような用途を決められております。しかし、昨今の状況の中では各都市がいろんな形でありますけれども、用途地域は四%、それから、用途地域を決めているのが全体の一%ございますが、実は未線引き地域というのが全体の一%ございまして、そのうちで用途が決まっているのが一%ございますから、残りの一〇%余りは予備車になつております。

これを全部用途地域を決めるという状況はまだ予想できませんけれども、念のためでございますけれども、そういういわば白地地域と言われるところにも用途地域を入れなければ、その用途地域を踏まえた補足策として特別用途を使うことによって店舗の進出についても規制ができるというふうに申し上げていいと思います。

○加藤修一君 市街化区域が約三・七%、その中に用途地域があるわけです。それから、未線引きの都市計画区域については、答弁がありましたように用途地域が一%であると。その市街化区域とそれ以外とを線引きをする。線引きした中で、未線引き都市計画区域の中の用途地域があります。これについて考えていくと、国土全体の一%程度しかないんですよ。そこに今、特別用途地区というのをかぶせようという話になるわけですけれども、そもそもこの用途地域をつくることは現実問題としてはなかなか難しいわけです。そもそも線引きすること 자체が物すごい大変な作業であるわけですから。だから先ほどの答弁の内容といふのは、現実性というか実現性というか、そういった点から考えていくと極めて難しい話だと私は理解していますけれども、どうですか。

○政府委員(木下博夫君) まず大きな前提として申上げませんが、先ほどそこは用途地域の決められて用線引き区域といいうのが、全体の国土面積で一・五%ございまして、先生のおつしやるよう、その中で未線引き区域といいうのが、私の手元にあります数字で申し上げまして、平成八年三月末でございますが、全体の国土面積で一・五%ございまして、ほど羅列的に申し上げましたのであります。先生の御紹介いただいた数字で、ちょっと私先ほど羅列的に申し上げましたのであります。先生のおつしやるよう、その中で未線引き区域であつて用途地域を決めているのが国土全体では〇・八%、一・%弱です。しかし、残りの用途地域はまだ決められておりません、いわゆる白地地域が全国土の一〇・七%でございますから、全部とは申上げませんが、先ほどそこは用途地域の決められる可能性のあるところだと申し上げました。

ただ、数字だけで申し上げますと、何か大変少ない、小さいといいう印象を与えることも私は存じて申し上げておるわけであります。ただ、そもそもやはり人間が住み、あるいはそこに働くといふ面積は日本国土の中で都市計画の世界で申し上げると全体の四分の一でございますから、それとその比較からいえば、今回いろいろ話題になつてゐるところが全般的にそういう目的を持つて特別用途を決めるとなれば、面積的な数字は低うございませんけれども、それなりに諸活動を念頭に置いて地域が考えればかなりの面積を対象として決めていくんじゃないかなうかと私は思います。ただ、これはこれからそれぞれの地域の決め方にかかる踏まえてそれぞれの公共団体がどういう絵姿をかくかということがまず基本であろうと思ひます。

○加藤修一君 最後でございますけれども、いざにしましても、欧米がやつてあるような地区詳

かなか大変だという意味ではそのとおりでござい

ます。

細計画、ドイツが特にやっているわけですけれども、そういう面での我が国の都市計画上のゾーニング、そこはかなり整備されていない。本当に歐米並みの社会的規制をゾーニングによって行うことができるかということが甚だ疑問である。そういう意味では、私は都市計画法をきちっとするということも大切でありますけれども、さらにつとできるような体制をぜひ通産省の方でとつていただきたいと思います。

いすれにしましても、これがまた大問題でありますから、関連省十一年省令合せめてやつていくという話ですけれども、その場合の窓口の一本化という問題もござります。さまざまな課題がござりますので、鋭意努力してきちつとした体制をつくつてやつていただきたいことを要請して、終わりたいと思います。

（松原啓次郎　お詫びの言葉／ノハ直レ　一日も　少し申し上げて、感想があればお聞きしたいんで  
す。

十八日に、本院の中に中小特という、これは経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会というのができまして、特に中小企業の置かれている状況や貸し渋りの状況を特別委員会で調査して手を打っていこうということで、ほとんど本委員会の委員の皆さん方が手分けをして入っておるんで

すが、二班に分かれまして静岡県と栃木県の方に行つて、私は一班の斎藤特別委員長が団長をしております静岡県の方に行つてまいりました。

静岡県では、中小企業団体中央会の井上会長、それから静岡県商店街連合会の御園井理事長、その他二名、合計四名の方から意見聴取をいたしました。そして、今日置かれている中小企業の経済環境の状況あるいは貸し渋りの状況についても報告をいただきました。

されている、特にまた信用保証協会の関係も随分よくなつたというのを各公述人から聞きました。

大臣の努力を本当に多としたいと思うんです。

残ったうちの二つを申し上げたい。一つは、静岡県家庭紙工業組合の理事長の佐野さんという人が、これはトイレットペーパーとティッシュペーパーを古紙を原料にしてつくっているんです。一方では、バージンバルプといいますか、木から直接バルプをとってやっている大手のメーカーがあるんですが、この佐野さんのところは古紙を再生してティッシュペーパーとトイレットペーパーをやっている。ここは大手がどんどん進出するものですから中小が侵食を受けて、そういう非常に厳しい状況、不安を訴えられました。

それから、静岡県商店街の御園井さんは、大型店がどんどん進出してきて、もう本当に市中心市街地

こういいう状況というものは大臣もお感じないでいると思つうんですが、ずっと一連の流れを見ていましたと、それでもやっぱり競争競争と、無制限に競争せいということになつていてるものですから、どうもこういう法律を審議しても、外圧がどうやこうやと、そういうことだけが心配で、もう弱い者の立場に立つて大臣あるいは通産省は仕事がどうしてできないものか、このようく感じました。いかがでしようか。

○國務大臣(堀内光雄君) 前回のときにも梶原委員からミドル級とフライ級のお話をいただきまして、

中心市街地の問題のお話を申し上げましたのも  
個々の商店街それぞれの問題なんだという御意見  
もいただきました。そういう個々の商店街の問題で  
も含めてとなりますとなかなか答えが出しにくい  
のであります。委員の御指摘のとおり、かつては  
商店街では店舗と住居というものが一体となっ  
ているケースが一般的でございましたし、商店主  
は大体その地域の大きなコミュニティーのまと  
りの中心になるような指導的な方も大変多くい  
らっしゃいましたし、防火とか防犯とか伝統文化  
とかお祭りとか、いろんな伝承などの幅広い分野  
において中核的な担い手をやつていただきたいとい  
うことでもござります。

たということが言えると思うのでありますか。それが住居を移つてしまつたということで、だんだんといふうつながりが少なくなつてきて、いる面々

ござります。世代交代が進む中で郊外居住といふのが進展をしてきた、そういうような状態でござりますから、商店街と地域との結びつきが希薄になりますから、なつてきました点も確かにあります。

こういう商店街の置がれた環境を少しでも改善するとともに、商店街自身の新たな対応といううのを後押しするために、この間も申し上げたのですが、中心市街地活性化法というようなもののをひとつ中心に考えて、その一環として、中

市街地の土地の利用効率の向上のための区画整理事業、良質な住宅整備への支援とか、あるいは商

店街における空き店舗の対策とか、高齢者向けの宅配サービスというようなものとか、先進的な取

幾つか箇条書きに書いてあるんだか、するときに基本方針を具体的な案みたいなものは委員会にどうして提出できないのか、相当時間はもったわけですから。この点はいかがですか。

○政府委員(岩田満泰君) 中心市街地活性化法の方の基本方針につきましては、一つは、市町村が基本計画を作成する際に必要なもの、もう一つが、民間事業者などが国の支援を受けながら事業を実施する際に必要になるもの、大きく分けて二つの内容になるかと思っております。

それにに対する國の基本的な考え方を示すといふことですが、ざいまして、やや具体的に申し上げますと、主として市町村の基本計画に関連する市町村

向けにつきましては、中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化、これは二本柱で申し上げております。これを一体的に推進をすむことが望ましいという基本的な考え方をまず示すということがございます。

それから、中心市街地の位置及び区域に関することとございまして、中心市街地といふものはいかが、法律にも書かれておるわけでござりますが、法律に加えまして、どうした区域に関するこ

との事項を定めてお示しするところまでござります。

それから、中心市街地で土地区画整理事業でござりますとか市街地再開発事業でござりますとか、あるいは道路をつくる、公園をつくる、駐車場をつくるといったような、公共の用に供する施設の整備というようなことについてあわせて書かれることがあれば書いていただきたいというふうなことでござります。

第四番目に、今度は中心市街地の商業等いわゆる産業面でございまして、そうした商業基盤施設の整備とかその活性化のための事業としてどういうことをおやりになるか、あるいは商業以外の都市型の産業と申しますか、そういうものについては立地促進のためにどんな事業をおやりになるか、というようなことをお定めいただこうと考えてお

ります。それからまた、事業者に関連する事項として、市街地の整備改善のために、商業の活性化の事業とあわせて、例えば公共交通機関に関するこ<sup>ト</sup>、あるいは電気通信に関するこ<sup>ト</sup>といったよ<sup>う</sup>な事業の内容も定めていただく。あるいはタウンマネジメントというよ<sup>う</sup>なことで御説明をいたしましてきておりますけれども、法律でいえば中小売商業高度化事業と申しておりますが、こういった内容について定めるべき事項についてお示しをするということをごぞいます。

特に、中心市街地の基本計画と申しますのはあくまで地域によってお決めになるわけでございま  
すから、基本的には、そこにもし盛り込まれると  
すればこういう考え方でやつていただきたいとい  
うようなこと、あるいは具体的な支援策との関連  
において、この支援策とこういうのはこういう考え方  
によるものでとこうことをお示しをして事業者  
の一つのよりどころにしていただく、こういうよ  
うなものを考えておるわけでござります。  
○梶原敬義君 だから、審議するに当たってそう  
いうようなことをもう少しわかりやすいものを出  
してほしいわけです。

この第六条には、「市町村は、基本方針に基づき、「基本的な計画を作成することができる。」

と、こうなつてゐるんです。できるということは、大体どのぐらい見込みがあるのか、やりそなところというのは、今の段階で。  
○政府委員(岩田清美君) 私どもが先般、調査と申しましようかビアリングをさせていただいたところでは、まずこの基本計画をつくる段階からやりたい、そこからいろいろと支援してほしいとい

うようなお話をございますので、八十余りといふ市町村でお取り組みが始まっているというふうに理解をいたしております。

ただ、一部には基本計画策定のための勉強ではなくて、計画的なものはある程度従来の積み上げでできているので事業に入りたいというような地域も幾つかあるようござります。

いずれにいたしましても、これからスタートと  
いうことの意味で申せば、八十を超えるような市  
町村において現にこの法律の成立を前提としつつ  
いろいろな取り組みが始まっているということが  
申せるかと存じます。

対して国と県は助言できる、アドバイスをする、  
こうなつてゐるんです。

をつくりました、よろしくと、こういくんでしょ。そして、アドバイスをどこでどうするのかわかりませんが、できたものに対しては承認をするんでしよう。市町村はつくった以上は事業をやらなきやいかぬですから國や県に助成の要請をする。助成のやり方はいろんなやり方がありますが、こういう形になりますね。そうでしょう。何とか今ので違つところありますか。

府県の支援というものに関係いたしますので、基本計画の写しを送付していただくとどうよろしくお仕

○櫻原敬義君 恐らく、これができますと、八千やそこらじやない、三十三百ある市町村は、市町長といふのは選挙をやつて皆なるんです。これはあつちもこつちもやり出したら、自分のところがそれをやらなかつたら選挙に落ちるんです。だから、これは恐らく物すごく広がると思ひます。

そうしたら、どこに予算をつけるか、あるいは  
どこに助成するか、そういうことは非常に難しく  
なってきます。それはお金がたくさんあれば別で  
すよ。しかし国の予算を編成するときにこれは大  
変です。そうすると、そのたくさん出たうちのど  
こに助成をするか、どこを認めるか、これはどう

して決めるのか、どこで決めるのか。

○政府委員(古田肇君) 御指摘のように、市町村が主体的に計画をおおつくりになつてそれにのつとつてさまざまな事業が開始されるわけでござります。私どもとしては、できるだけ多くの市町村がその持ち味を生かして立派な計画をお出しいた

立派な事業をやっていたきたい、そういう気持ちで、それに対して国として厳しい財政状況の中で日いっぱいのお手伝いをしていただきたい、

特に、平成十年度におきましては、既にるる議論がござりますけれども、十一省庁が例の経済構造改革特別措置でありますとか、あるいは市街地活性化のための公共事業の特別枠でありますとか、そういった予算上のめり張りを十分生かしながら、十一省庁で数千億円から一兆円に上る予算を用意させていただいたいわけござりますし、それから、去る四月二十四日に決定いたしました総合経済対策におきましても、市中心街地活性化も含めた民間投資を誘発する事業ということで、政府全体として八千億円程度の事業を追加的に実施することにしたわけでございます。

その中で通産省も二百億を超える補正予算を出させていただいておりまして、それによつて箇所

数、特に基本計画づくりの箇所数も飛躍的にふやす構えでござります。

ただ、三千三百一齊に出できたらどうするのかと、こういう御質問でござりますけれども、いろいろお話を伺つておりますと、地域によりまして計画の熟度でありますとか、あるいは実行のタイミングでありますとか、あるいはどの程度の期間

でやつしていくのかとか、さまざまなもののがござりますし、これから改めて取り組もうというところもあるわけでございまして、決して平成十年度一年限りではなくて、私どもとしては継続的に息の長い支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

業をどのように選択されるかとなるわけですが、今予定されている事業だけでも百五十項目にわたる予算でございますので、市町村がお選びになったものを国として見て、集中的あるいは重点的に御支援できるような関係省庁連絡協議会での議論を十分尽くして、そこで客観

性あるいは透明性を持つた決定をしてまいりたい  
というふうに考えておる次第でござります。  
○梶原敬蕃君 言つてはいることや前向きにとらえ  
ていることは評価しますけれども、恐らくこの法  
律ができた場合にはもうタケノコがなへこむなど

ん出てきます。そういうときに調整は県にやらせ  
るんですが。うちも計画をつくつたから助成して  
くれ、あるいは予算をくれというのがどんどん出  
た場合にはどこかでそれは調整をしなきや国の予  
算はもたぬでしょう。通常省の予算はそうでなく  
ても大したことない。どうなのか。

○政府委員(古田謹君) 先ほど答弁にもございま  
したように、県の役割としては助言ということが  
法律上あるわけでございますが、この助言の中身  
といたしまして、今御指摘のような複数の市町村  
間の調整もあるいはあるかもしませんし、ある  
いは県としてのいろいろな予算面での支援もあるう

かと思います。

しかし、あくまでも市町村のイニシアチブを県も国も最大限尊重する形でこれを守り立てていく、こういう仕組みが今回の市街地活性化法の一つの重要なポイントになつておるということございます。

○梶原敬義君 では、話をえますが、これは十省庁にかかるんです。それで、主には通産省と建設省と自治省が大体なる。そうすると、おれのところはこれをやりたい、活性化したい、こういう事業をやりたいと、こう言い出したときに、連絡会議が何かをつくってやるということですが、この窓口を一本化しないと、地元の人はやりたいと言つたって、これは十一省庁に全部手続をしなきゃ進まぬようなものじゃ余り意味がない。悪くとれば、ここで調整する気かなと。まあそういうことはないと思いますが、窓口の問題はどうなんですか。

○國務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のとおり、この窓口が一本化になりませんと各市町村から上がつてきたものを円滑に促進することができなくなつてしまふと思います。同時に、もう一つは、先ほどの御指摘のように、三千三百の各市町村から全部出て一遍に窓口に来られたものはなかなか大変なのでございます。基本的には市町村のイニシアチブのもとに自由に上がつてまいるんですが、ただ、恐らく県の意見とか助言というものが、現在でも各地に参りますとそういういろいろお話をございますが、県が相当それを調整してくれているような面も見受けられております。

そういう意味で、また市町村には計画をするだけの力のないところもございまし、県がある程度の助言を幅広くやつてくれるんではないかといついたしまして、幹事省といたしまして通産省と建設省という中での窓口一本化の取り

扱いをすることにいたしております。

同時に、関係省庁の連絡協議会を設けまして、そして今準備を進めておりますが、この中のでの調整や連絡を図つてしっかりと対応をしてまいりたいというふうに思つておるところでござります。

同時に、本法の運用や関係省庁の施策あるいは先進的な事例、こういうようなものの情報を一元的にしまして、窓口を通じて市町村の相談に応じたり情報を流してあげたりというようなこともしてまいりたいというふうに思つております。

同時に、施策の実施に伴つて必要となる市町村からの書類の送付など事業内容の説明、こういうものも一元化した窓口を通じて市町村から受け取つた情報を関係省庁の間でできるだけ共用することにいたしまして、市町村の手続の負担といふようなもの、あるいは手間の負担といふようなものができる限り省くようにいたしてまいりたいとふうに思つております。

○梶原敬義君 その件につきましては、後、総理も来られるようですから、私の方からはその窓口の問題と予算措置、やっぱり予算措置は大変なことになると思いますが、その辺も要請したいと思つております。

一応、中心市街地における活性化の問題につきましては、大体前と後ろはわかるんですが、基本指針や、一体どういうやり方をするのかという点が非常に不明なところがありまして、やっぱり裁量行政といふか、その枠というのが依然としてわかれに反映してもらいたいのは、街づくりのことが一つ。それから、身近な買い物機会、車を持たない老年寄りの人たちが歩いていく買い物機会を確保するとか、中心市街地のにぎわいをどう確保するかとか、こういうものを抜きに指針といふのは書いてもらいたくない、こういうことを反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

一つは、これも指針の問題で、指針の骨組みみつけの前質問いたしました大店立地法につきまして、若干繰り返しになると思いますが、申し上げたいと思います。

これだけではわかりませんから、さらに先ほど加藤委員の質問に御答弁されましたように、指針の問題であります。それは確かに喜ぶ人もおりますし喜ばない人もおります。働く者の立場になると、近所のスーパーや小売店やデパートの人たちは正月、元旦は休みもうと、こういう雰囲気だつたのが、正月からだつと有名なスーパーがやり出したわけです。だから、やっぱりこういうのも届け出をすると

これだけではわかりませんから、さらに先ほど加藤委員の質問に御答弁されましたように、指針のアウトラインができましたらできるだけ早く国会の方にお出しを願いたいと思います。

問題は、十三条で需給関係は配慮するなど言つて切つておるんです。それで、一方では街づくりのことを言つております。そこで、非常にこれは難しいことを言つております。

〔委員長退席、理事者皆出席着席〕

この前質問しましたように、アメリカの法律の中にも、「ダウンタウンの小商業を保護することによって郊外のショッピング・センター開発を規制することが」できる。フランスのロワエ法も非常にいろんな街づくりや何かのことも考えてやつております。

ぜひこの指針に反映してもらいたいのは、街づくりのことが一つ。それから、身近な買い物機会、車を持たない老年寄りの人たちが歩いていく買い物機会を確保するとか、中心市街地のにぎわいをどう確保するかとか、こういうものを抜きに指針といふのは書いてもらいたくない、こういうことを反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) ただいまのお話のようないふうに反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

この前質問いたしました大店立地法につきまして、若干繰り返しになると思いますが、申し上げたいと思います。

この前質問いたしました大店立地法につきましては、大体前と後ろはわかるんですが、基本指針や、一体どういうやり方をするのかという点が非常に不明なところがありまして、やっぱり裁量行政といふか、その枠というのが依然としてわかれに反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

この前質問いたしました大店立地法につきましては、大体前と後ろはわかるんですが、基本指針や、一体どういうやり方をするのかという点が非常に不明なところがありまして、やっぱり裁量行政といふか、その枠というのが依然としてわかれに反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

この前質問いたしました大店立地法につきましては、大体前と後ろはわかるんですが、基本指針や、一体どういうやり方をするのかという点が非常に不明なところがありまして、やっぱり裁量行政といふか、その枠というのが依然としてわかれに反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

この前質問いたしました大店立地法につきましては、大体前と後ろはわかるんですが、基本指針や、一体どういうやり方をするのかという点が非常に不明なところがありまして、やっぱり裁量行政といふか、その枠というのが依然としてわかれに反映はできないのか、いま一度答弁願いたいと思います。

その内容としていかなるものが含まれるかということになるわけでございまして、商業調整あるいは経済的規制といふものから脱却するという今回の政策転換の趣旨から申し上げ、あるいはまた規制の合理性といふような面から見ても、やはり御指摘のような点というのは基本的ににはいわゆる都

市計画のようないふうに私どもは考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 指針をこれからつくる場合に、特に商工会議所や商工会や県、市町村、それから地元の中小商店街、そういう人たちの意向というか意見というか、これは十分配慮した上で指針といふものを持つてほしい、その点はもう一度確認しますが、いかがでしようか。

○政府委員(岩田満泰君) 指針は極めて重要なものでございまして、私ども一つにはまず実態調査と申しましようか、そうしたもろもろの実態把握というものがまず第一でございます。

その上で、内容的にはかなり専門的にわたることもございます。そういうものについては専門家の意見も聞く。もちろん、法律上関係省庁と御相談をするということになつてゐるわけでございましてから御相談する、地方自治体とも御相談をす

る。今おっしゃいましたような商工会議所あるいは商工会といふような関係団体も含めていろいろと幅広く御意見は伺つてみたい、このように思います。

○梶原敬義君 これは私の地元の話ですけれども、大きなデパートもあります、スーパーも幾つかあるんです。全国的なスーパーを開拓している企業が何年か前から正月に営業をやり出したんですね。

これは確かに喜ぶ人もおりますし喜ばない人もおります。働く者の立場になると、近所のスーパーや小売店やデパートの人たちは正月、元旦は

だつと有名なスーパーがやり出したわけです。

だから、やっぱりこういうのも届け出をすると

きにきちんとやつてもらわないと、社会の秩序のある方というのか、その地域はそういう社会で成り立つておるところを、がさがさやり出して正月からゆつくりできないような雰囲気になつてきている。

そういうのも一つですが、この法律で届け出のところでどういうものをどう売るかとか、そういうことも最初から入れてほしいんです。いかがでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) この法律の目的に照らしましても、小売業者の業態といったような情報が必要だと考えております。その意味合いにおきまして、法五条二項に基づきます届け出の添付書類の中に、どういうようなものをお売りになるのかということについて、あるいはどのように売るかという内容にもありますけれども、いずれにしても店の運営方法等々については届け出をされることになると存じますので、そういうことをこの届け出及びその添付書類を通じて把握ができるようしたいというふうに考えております。

○樺原敬義君 それから、見直し規定というのは、先ほど加藤委員のところで議論が大分あります。聞いておりましたが、これは三年ぐらいたつたら一回見直すという、そういうものが必要ではないか。

それから、勧告、公表というのがあります。場合によつては、悪質なものについては命令とかあるいは罰則とか、この辺のことは入れておつた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 先ほどもお話し申し上げたところでございますが、勧告、公表どまりと申しましようか、そのようになつていることは事実でございますが、この勧告がまさに民意を踏まえた自治体の首長の御意見として出され、それを表現するために勧告がなされるわけでございまして、その意味でこの趣旨を出店者はぜひ尊重していただくことが極めて強く期待をされておるわけでございます。先ほど九条四項のお話を申し上げさせていただきましたが、都道府県の勧告

に対し、「必要な変更に係る届出を行うものとする」という方向性を持った規定ぶりの趣旨につきまして、広く関係の方面に対し周知を図り、からゆつくりできないような雰囲気になつてきている。

それから、一般的な見直しのお話がございましたが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、當時この法律全般の運用状況については私も注視させていただきましたけれども、その運用状況についても注視をさせていただくつもりでおりますし、それから、一般的な見直しのお話がございましたが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、當時この法律全般の運用状況については私も注視をさせていただきましたけれども、その運用状況についても注視をさせていただきたいと思います。

○政府委員(不下博夫君) 街づくり審議会のお話をございましたので、便宜の方から少しお答えしたいと思います。

その上で必要な時期に適切な対応を図らせていただくということは当然のことではござりますけれども、そのような立場で臨みたいと考えております。

○樺原敬義君 中心市街地活性化法と立地法とともに、どちらかの相当権威のある人が市町村から依頼されてつくづいく、何か一律的な感じがしてならないのです。そういうものができ上がるんじゃないかなと。

私の地元に湯布院といふ町があります。その湯布院は何人かの人が相談をして、創意工夫を凝らして街づくりをやってるんです。東京のどこかにそういう街づくりのアイデアを持った会社があつて、その人に依頼すれば大体ばつぱつとできるというようなことになつて、気がついたら日本全体の街づくりが似たような街づくりになつて味もそつけないといふことがあります。どちらかの相当権威のある人が市町村から依頼されてつくづいく、何か一律的な感じがしてならないのです。そういうものができ上がるんじゃないかなと。

私は地元に湯布院といふ町があります。その湯布院は何人かの人が相談をして、創意工夫を凝らして街づくりをやってるんです。東京のどこかにそういう街づくりのアイデアを持った会社があつて、その人に依頼すれば大体ばつぱつとできるというようなことになつて、気がついたら日本全体の街づくりが似たような街づくりになつて味もそつけないといふことがあります。どちらかの相当権威のある人が市町村から依頼されてつくづいく、何か一律的な感じがしてならないのです。そういうものができ上がるんじゃないかなと。

つくつてもらうようには国が強くアドバイスして、その後は地方で知恵を出すように、そういう持つてき方をした方がいいんじやないかと思うんであります。

○政府委員(不下博夫君) 街づくり審議会のお話をございましたので、便宜の方から少しお答えします。

これはいわば都市計画関係の決定に携わる審議会も出ましたので、便宜の方から少しお答えしたいと思います。

今、全国の市町村三千三百近くの中で審議会をつくつておられますのが千八百足らずございます。これはいわば都市計画関係の決定に携わる審議会でござりますから、先生おつしやられたのはもう少し小ちんまりとした、あるいは身近なものをイメージしておられるかもしれません。いずれにせよ、お話をございましたその審議会等がそれぞれの地域で個性ある街づくりの方向を決めていただこうということは、大変機運は高まっております。

今日は大都市圏、地方圏問わずに、いわば中心市街地の空洞化というのと同じ悩み、質的な違いはあるかと思ひますけれども、そういうものを持つております。

先ほど来いろいろ御質問ございまして、大枠基本的なことについては通産省からお答えさせていただいておりますが、とりわけ基盤整備などをやる場合について、いろいろ先生おつしやられたように全国の市町村が自分のところのいわば言い値で出てきたときに、果たしてそれをどういうふうにアテストするのかということについての御質問も先ほどございました。

私は、ちょっと答弁が長くなるかもしれませんのが、それぞれの公共団体のやる気の問題と同時に、フルセットでないということを重ねて申し上げたいと思います。それぞれの地域がやはり自分のところでどんなところがウイークなのか、あるいはこれから頑として育てるのかということが、特に建設省では区画整理とか再開発のようないくつとも、幾ら設備をよくし、幾ら環境をよくしたとしても人通りがなきや物も売れません。だから、人の流れをどうそこに呼び込むかというような問題です。

も、これからはある程度そういう面的広がりの中でも、公共事業のいわばアテストをしなきゃいけないんじやないか。それで、公共事業に言われておりまして、いろいろな御注文に対し既に再評価システムなどもつくつておりますが、その再評価システムを個々の事業だけではなく、今回の中心市街地問題にひっかけて、より面的広がりのある中でそれぞれの事業について建設省の場合はアテストしたいと思っております。

これは建設省のことでお答えいたしましたけれども、恐らく各省横並びでこれからいろんな工夫なり協議もさせていただきますが、おおむねそういう意味では各市町村が出してまいります事業について、手順としてはそういうものもスクリーニングとして通しながら採択をしていくことになろうと思います。

話が長くなつたことで恐縮でございますが、事業もそういう採択をしますし、それから街づくり協議会あるいは審議会、名前はともかくいたしまして、それぞれの地元での熱心な御議論が本来この中心市街地活性化の方向づけを決めていくものだと私たち期待しております。

○樺原敬義君 終わりります。

○山下芳生君 日本共産党的山下でございます。まず、建設省に伺います。

通産省は、大店法廃止後の大店出店規制は改正都市計画法によるゾーニング手法でやると説明されております。果たしてそれで実効ある出店規制ができるのか、中小小売商店団体、商店街の皆さんが今大変心配されています。用途地域に上塗りを設けて、例えば小規模小売店舗地区などの特別用途地区を設定するということによるゾーニング規制というふうに聞いておるわけですが、そもそもこのベースとなる用途地域が全国土の四・七%しかないということは先ほどの質疑でも明らかになりました。

そこで、わかりやすい例を挙げて少し議論をし

てみたいんですが、今大型店というのは用途地域の指定のない郊外へ出店する場合が大変ふえてお

○政府委員(不下博夫君) 今回、都市計画法改正ります。改正都市計画法では、こういう用途地域以外の郊外に出店する大型店をどのように規制することができるんでしょうか。

をお願いしております趣旨は、今回の中心市街地法にも当然関係するわけでござりますけれども、都市計画法の考え方といたしましては、いわば商業に限らず一般的な措置というふうに私ども理解しております。しかし、今日的状況の中では、御質問がありましたように、そうは言うものの商業的関係に大変关心が高いわけでありますから、今後つくろうとしてお願いしております制度が商業性のサイドから使えるのか使えないのかということでの御質問だと理解すれば、私は、従来ありました特別用途地区が類型廃止によってより使いやすく、あるいは地元の意向が反映する制度に限りなくなつていくかと思ひます。

〔理事者皆田男君退席、委員長着席〕

おっしゃられたように、面積については先ほどの委員からも御質問がありましたけれども、私そのときもお答えしましたように、国土全体を念頭に置けば確かにパーセントは非常に低い数字が出ていますが、そもそも人が住み、働く場所がなければならないの一つの一、これは都市計画区域を前提とすれば、今都市計画区域は国土の二五%余りを対象としておりますから、そこをベースにして考え、かつ、生ほど先生はいわば郊外型とおっしゃいましたけれども、私の知る限りでは、大体用途地域のかかづかないわば都市計画区域外あるいは調整区域で立地した件数は、通産省などからいろいろと去の数字でもおおむね一割ぐらいでございまして、八割以上は市街化区域、あるいは先ほど申上げました未練引きでありますても、これから用途地域を決めれば十分対応できるところが残り九割から九割近くあるような実態でございまするんじゃないいか、あるいは活用によつてはそれら広げることができるんじやなからうか、私はこちへ立場をとつております。

○山下芳生君 しかし、今後の動向では、郊外への出店店というのが恐らくふえるであろうということは、年々そういう傾向はふえてくるわけですから、そこをどう規制できるのかということを少し具体的に聞いているわけです。それはどうなんでしょうか。

そういう用途地域が指定されていないところに出店する大型店を小規模小売店舗地区などを指定することによって規制しようと思つたら、これは市町村がそういう判断をすれば自由に特別用途地区は設定できるはずですから可能なはずなんですね。その場合、どういう手続、どういうふうにすればそれができるんでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) ちょっととくどくなりますが、前提としては、これから産業あるいは商業、とりわけそういうものがどういうトレンドを示すのかというのは私だけの意見ではなかなか申しかねますが、今度の中心市街地もそうでございまます、全体的に我が国の経済成長なりを見てまいりますと、従来のような右肩上がりから大分転換ってきておりますから、私は、地元の中心市街地に既にストックとしてございます都市施設等を大いに使つていこうという方向が市町村の基本的考え方になつていくんじやなからうか。しかし、それは商業関係者がそういう方向に対して自分が受け入れるかどうかは別でございますが、公共団体のいわばパブリックな立場からすれば、ある程度既存ストックを活用する方向が街づくりの方向度であろうと私は思います。

しかし、そういう中で、御質問がありましたように、いわば都市計画サイドからどういう対応ができるのかということをございますが、都市計画区域外に立地することについては都市計画の世界では当然対応をしておりません。

しかし、理屈っぽく申し上げれば、もし必要があるれば、それは市街化区域、調整区域という線引きも含めてございますが、都市計画区域を広げられるという対応でございましょうし、それから現在市街化又或いは調整区域という線引きをしていない

ところで新たな立地をやる。いわば未練引き地域、白地地域に立地する場合は、御質問のごさいましたように、まず用途地域を決めた上で、その用途地域を補完するという今回の改正を使っていただくことによつて、いわば特別用途地区を重ねて色塗りをしていただくことによつて何らかのコントロール、規制することは制度的には可能ではなかろうかと思つております。

○山下芳生君　用途地域を設定して、その上に特別用途地区を新たに設定することは可能だということなんです。そうしますと、まだそういう設定がされていないところのどこに大型店が出店していくのかということはなかなか容易に予測することはできないと思うんです。あるいは、出店計画をつかんでからそういう新たに用途地域あるいは特別用途地区的設定をしようと思ったら、もう間には合わないということも起こり得ると思うんですが、それはどうなんでしょうか。そういう場合にどうやって規制ができるになりますか。

○政府委員(木下博夫君)　お答えとしては特別の妙案はございません。

といいますのは、街づくりといふのは、二十年、三十年、もっとと言うならば五十年とかその先を眺めながら街づくりをしておるわけでございますから、当然それあたりについて土地利用規制も運動していくわけでございます。

ただし、都市計画法には五年ごとの見直しという仕組みもございますから、もちろん微調整も含めて時代に合った見直しは当然やるわけでございまます、そういうような流れの中で、今おっしゃられたように、あした、あさつて突然出てきたものに対応するにはどうかということをございます。

町なり市の考え方として、今後こういう町をつくっていくということについて、郊外にはもう余り大きなそういう施設を立地することを考えない、むしろ都心部でいわば今までの商店街を活用する、あるいは場合によつては新たな大型店舗を都心に置いて、それと連動するといいますか協調

するような形で周囲の商店街にも活力を与えていくというような姿勢も含めてであります。それならば、中心市街地にはある程度のそういう立地も可能なような色塗りをしておくわけでありますし、郊外に立地すべきでないという判断が公共団体にあるならば、早目にそういう必要な色塗りをすることによって対応していくと思います。いわうのには対応しにくいというか、そういう意味での対応は私は今のところ念頭には置いておりません。

○山下芳生君 つまり店舗を察知してからでは対応できないということであります。

それからもう一つ、中心市街地に大型店を誘致して活性化を図ろうという政策をおとりになる市町村が出てきたと。逆にそうなると、それを生かすためにも、郊外に出店してもらつたら困るから郊外には大型店を出店できないようにしてしまう。いかと本当に徹底して考えたら、郊外すべての地域を用途地域に指定し、その上に特別用途地区を上乗せする。その特別用途地区的目的は小規模小売店舗地区ということをすればできるということなんでしょう。

○政府委員(木下博夫君) やり方はいろいろあるうかと思いますが、先ほどの答弁を私もう一回補足いたしますと、そういう流れは都市計画の流れに余り合っていないということであります。が、現実にその手続が絶対にできないふうに全面的に否定して私申し上げたわけではなくて、都市計画手続は長いレンジで物事を考えておりますので、きょう、あすという形では普通は対応はしないということで申し上げますが、今先生の御質問がありましたようにいろんな事態が発生するわけをございまして、あくまでもその町として将来的に郊外には余り立地すべきでないという方針があれば、それはそれなりの色塗りを当然考えるであります。

ただ、そのときには当然住民の方々との御相談

なり、あるいは都市計画審議会等の有識者の御意見も聞きながら決めていくわけでありますから、そういう意味では、市長さんを含めてそういう市の方の判断、都市計画の提案をしていく際にはかなり多くの人たちの考えが、その中でいわばコンセンサスをつくり上げるまでには必要な論議が行われるんじゃないかなと思う。

○山下芳生君 今の都市計画の流れからいえば、そういう郊外全部を小規模小売店舗地区に指定してしまうのはなかなかそぐわない、しかもコンセンサスが要るから時間もかかるというのが建設省の答弁ですから、大型店は今どんどん出店していくこうと大型店同士の競争が加速されているときに、そういうやり方では規制することはなかなか難しいというのが率直な印象であります。

しかし、長い目で見て、仮にある市町村が郊外

全部そういう色塗りをしたまましまう。

○政府委員(木下博夫君) あるかないかというよ

りは、私は、制度としてはそれぞれの市町村が自

分の世界で考えるというのがまず原則だと思いま

す。しかし、今先生がおっしゃられたように、こ

れは商業関係だけではなく、例えば道路施設を整

備するについても相当広域的な人の流れあるいは、周辺の市町村との十分な相談というのを街づくりの世界ではこれから深めていかなきゃいけないし、深めるべきだと私は思っております。

したがいまして、制度的な問題は別といたしま

して、そういう各関係市町村といいますか周辺市

町村との協調の中で、どんなところに施設として

立地することがあるかということについては、

常々他の公共施設の整備状況なども見ながら協議

してお決めいただくながに適当ではなかろうかと私

は思います。

○山下芳生君 つまり、そういうことをやらない

とできないということなんですね。

ですから、私は、今建設省が答弁された、本當

に郊外を全部色塗りする、あるいは隣の町に出で

くる大型店についてはお互いに協議しながらそつ

いうものを決めていく、そういうことをやらない

限り、都市計画法に基づく大型店の出店規制とい

うのは事実上できないということなんです。です

から、これは大変なことなんです。現行大店法で

は、たとえ隣の町に出ようが、商圈が大きな範囲

に及ぶものであれば、その範囲に入っている市町

村はきちっと意見を言うこともできる。広域的な

範囲で調整ができることになつていてるわけです。

ですから、私は、その大店法を廃止して今の改正

都市計画法によるゾーン規制ということで、これ

までどおり大型店の規制はそちらの手法ができる

かのような宣伝をしてもらつたら困るというふう

に思うわけです。

今回、さらに特別用途地区を地方の自由田に任

せるという新しい制度を導入しておるわけでござ

りますから、ドイツの市町村の御判断はドイツの

市町村の御判断として結果がそなつてゐるとい

うことでございまして、その意味でそこは今回の

対応と方向性としては同じである。我が国の各市

町村においても十分あり得る。

ただ、他方、国際的には反対している国もある

ということでおっしゃいます。米国がその一例でござ

ります。そこで、我が國としては、その米国とW

T.O.のとで二国間協議を行いましたけれども、

相互に満足すべき解決には達しませんでした。し

たがいまして、今米国が紛争解決のためのパネル

指摘になられたように、現行大店法上の措置は新

たいう判断をされるとすれば、まさにドイツ

の根拠としては幾つかござりますけれども、今御

判断において行われておるわけでございまして、

違反ではないというのが日本の立場だと私は理解

しておりますが、間違いありませんか。

○説明員(渡谷宣君) 今御指摘のとおり、我が国

ドイツでまさにそういう規制が市町村のレベルの

判断において行われておるわけでございまして、

それは現行の大店法がサービス貿易一般協定上

違反ではないというのが日本の立場だと私は理解

しておりますが、間違いありませんか。

○説明員(渡谷宣君) 今御指摘のとおり、我が国

は総数の制限をしていない、だからW.T.O.協定上

違反ではないというのが日本の立場だと私は理解

しておりますが、間違いありませんか。



あつちへ行つたりこつちへ行つたりした経過があるんですが、特にヨーロッパ関係は、町というか自分の育つたタウンというか、日本人とかなり発想が違う。

日本というのは、近代化が急激に起きて、江戸末期から明治、大正の町といふのはどこを探しても跡形もない。ではヨーロッパはどうかといますと、国境線に対する対応ではさしてシビアでないが、何百年の歴史を持った自分の町に対する対応では非常に愛着を持っている。地震の問題もあり建物の問題もあるが、百五十年、一百年前の町がそつくりそのまま残っている。典型的な例がボーランドのワルシャワです。あれほど徹底的にたたかれた。再建にかかった。どんな町ができるのかなと思うたら、あらゆる資料を探してもとの町を再生することをベースにしてやつた。これは日本人には全くない発想なんです。

そうしますと、ヨーロッパの方々が言う町づくりと、今役所の言う、大店法を取つ払つて規制緩和をした。それで立地に対する法律と活性化の法

律が出てきた。さあ、地域の特性を生かして自治体が中心になって商店街、地域、市町村の意見を聞いて街づくりをやるんだといった場合の町とい

うのは何だらうと私は考えてみた。

町と一口に言つても、非常に広義に解釈すれば

これは千差万別なんです。後でお聞きしようと思

いますけれども、地域の方地域の方と言います

が、こつぱりとした城下町もある、寂れた港町も

ある。漁業が廃れたら、それで食べていた町とい

うのはなかなか再生は難しいんですよ。過疎化して

いく町もある。

それで、これは見てみると、大体基本的に都

道府県を運用主体としています。ところが、この

中身で、大型店の周辺の生活環境の保持というこ

とが目的であるとするならば、前にお尋ねしま

したが、どうして市町村で悪いんだと。これは役

所の方からは答弁しにくいかと思いますけれども、一般的に言わることは、全体をひつくるめ

て言えば、都道府県または政令指定都市に比べて

だと。橋がついてみれば何のことはない、莫大な市町村になると行政能力が低いということは言わるんです。改めてお聞きしますけれども、都道府県を主体にした理由というのは何でしようか。

○政府委員(岩田清泰君) 大きな理由としては二つあると思います。

一つは、行政の能力と申しますか、むしろいろ

れどもう一つは、大店立地法の御指摘と存じます

が、生活環境という問題につきましても、ケース

によりまして複数の市町村にまたがるようなケー

スというのがあり得るというふうに想定いたして

おります。そういう意味で、町村と町村との間の

調整と申しますか、そういう観点からの対応と

いうものも必要なことがあり得る。主としてこの

二つを考えまして、都道府県とすることが適当で

はないかというふうに考えたということです。

それで私が何を言いたいかといいますと、先ほ

どの各委員からいろいろな大店立地法に対する意

見、それから後の展望についていろいろお話をございましたけれども、この法律案が、これはもう

そう時間をかけないで成立するでしょう。それ

で、参加しているのは先ほど来の議論にもあります

ように十一省庁。窓口の問題、予算の問題等も

出ましたけれども、本当にうまく連携してやれる

のか。どうも日本の役所というのは、今さら縦割

り行政云々を私はこの席で言いませんけれども、

びちっとうまく協調してやつたような例があり記

憶にないんです。

それは、今失業問題だつて一結なんですよ。

幾ら労働省にやんやんやと言つてみたって、雇

用調整のお金を少々ふやしてみたって、これは総

合経済対策の真ん中にある話なんです。労働省だ

けで失業問題なんか到底けりなんかつきやしない

んです。

同じように、若干意味は違いますけれども、こ

の二法が通つて、では先ほど言つた街づくりの活

性化がどんどん進むのか、うまくいけるのか。行

政の裁量権が大きいほどまたぞろおかしな話が中

身に入つてこないとも限らない。地域の考え方は

千差万別、町に対する概念はヨーロッパとは全く

違うということを考えてみると、せつかく通

す。そうすると同時に、もとに返つて羽田の方は

どうだという話がまた出てくる。

政府が決断し、もともとは役所の発想であった

が政治家の発想であつたかは別にしても、四国に

橋がついた。あの人口の小さなところに橋が三つ

です。橋自体が悪いとは言わぬが、前宣伝として

はもう流通が全く変わるもの。

確かに今度のこの法律はいまだかつてない一つ

○平井卓志君 最近の一連の政治不信の中で、昨日新聞にも出でておりますけれども、地域住民、国民般といいましょうか、何となく日本の役所、

大きく言えば政府全体、立法府のやることに対し二つを考えまして、都道府県とすることが適当で

はないかというふうに考えたということです。

日本人というのは非常にあきらめるのが早い民

族です。ちょっと例はしますけれども、成田空港に着手した。何年経過したか私は言いませんけ

れども、少し解決の見込みが出てきた、平行滑走路が聞聞もなきできるような記事の書き方もでき

る。しかし、よくよく調べてみると、当たつていなきやいいんですが、あと二十年たつて私はあ

れはできないと思う。極めて難しいと思うんで

す。そうすると同時に、もとに返つて羽田の方は

どうだという話がまた出てくる。

○國務大臣(堀内光雄君) ただいま平井委員から

お尋ねにならぬぞという危惧を持っておりま

すので、大臣最後に一言。

○國務大臣(堀内光雄君) ただいま平井委員から

非常に御懇篤なる御意見をちょうだいいたしました。

確かに今度のこの法律はいまだかつてない一つ

○平井卓志君 終わります。

○堂本勝子君 最初に伺いたいことは、大店法を廃止してどうしてこのような非常に大きな小売商業政策の転換を図られたのか、その経緯それから

市計画法による政策を行つて、これは近年の小売商業政策の転換を図られたのか、その経緯それから

市計画法による政策を行つて、これは近年の小売商業

和の流れの中で、大店法による経済的規制による大型店の出店規制を継続するには限界が出てきているということになります。

間での競争が大きくなりまして、大店と中小商店街との一致したまとまりの中での共存というような形や、あるいはそういう組み合わせの中で集積全体が魅力を競うような状況が大分ふえてきたということがございます。そういう中で、大店と中小という対立の図式が少し崩れてきているところもございます。

第三回は、経済的基準でありますからどうぞ」とうものは廃止すべきだという国内外からの指摘がこれまでござります。こういう点を踏まえまして新たな制度を構築するということにしたのであります。

具体的には、大型店の適正な立地の実現を図るために都市計画法の改正を含むゾーニングの手法によってこれを考えていく。加えまして片方では、大型店の立地に伴つて生じ得る交通とか騒音とか廃棄物の問題とか、その周辺生活環境への影響を緩和するために大店立地法というものの制定を図ることにいたしたものでござります。この三つの法案を申しますか両法案と申しますが、これによつてこれからの大店並びに中心市街地の構成というものを図つていこうということになつたわけであります。

つきましては、その活性化に向けての取り組みに  
対して関係十一省庁が連携して総合的な支援策を  
講じることによって伝統ある昔からの街の顔を持  
つ中心市街地を復活させていこうということ、これ  
らの政策の対応によりまして地域社会と調和の  
とれた大型店の出店や街の顔としての中心市街地  
の活性化を図るための実効性ある制度を構築しよ  
うということをねらったものでございます。

○堂本暁子君 大臣が今おっしゃったようにすべてが展開すればいいのですけれども、産業構造審議会と中小企業政策審議会の中間答申にもござい

ますように、やはり大店法の制約効果というのは無視できないというふうにまだ言われています。そのところが今回の政策転換で十分に担保されるのかどうかということはもう今までるる議論されてきたことだと思います。

(委員長退席 理事會指揮男君着席)

性、そして地方の個別な個性というものを今までこの大転換の中で果たしてきちらと優しく守つていけるのかどうかということに非常に不安を持っています。きのうも通産省の方にどうやってそれをやるんですかと言つたら、コンサルタントや何かの指導だと。今平井先生がたまたま行政能力というふうにおっしゃいましたけれども、それも一つ。

それだけの大転換を二十一世紀を見据えて、また何百年も前からの歴史を見据えて、今住民の意思住民の意思というふうにおっしゃっているんでもすけれども、そのきちつとした意見を一体どうやって聞き取れるのか。それから、その一人一人の、町長なり市長なり県知事に至るまで、それだけの大きなビジョンがどこまで専門的に持てるのか。それでは中央からいらっしゃるコンサルタントがそういう文化の視点、環境の視点、あるいは高齢者が道を歩きお店に入るときの物の考え方、そういうふたむしろソフトと言われる部分、これが一番私は日本では欠けていると思います。子供の小さなおもちゃのこととか、売つているあめとか、私たちはそういうものを貰いに駄菓子屋へも行きました。田舎へ行くと駄菓子屋がまだあります。だけれども、そういうふたものまでがきれいに整理されて、これから一兆円近い予算を入れて、そしてまるでイタリーのプラザみたいなものを作ります。だから、そこまでつくられたなんらかの事情も背景にあるとは思いますが、この場

では、どうやって地域住民の意見を本当にしきかり聞いていけるのか、それを守つていけるのか、そこまで通産省がきちんと考えておられるのか。

そのことについては、これは大臣の確たる決意と申しますか、信念をこの場で伺つておいて、それを私たちは立法院の責任として、全国展開していく中で、あそこであおつしやつたじやないですか、きっととそのことは担保してくださいといふことを、受け取つておきたいと存じます。

○國務大臣(堀内光雄君) 基本的な問題をお答え申し上げて、あとの具体的な対応策については政  
府委員の方から御説明を申し上げます。  
まさに委員の御心配になられた点、また今の昔  
からの伝統のある市街地というものをどうやつて  
取り戻していくか。文化、歴史あるいはコミュニ  
ティー、そういういろんなものをいかにして復活  
させて日本の心のある都市をつくるかというも  
のが今度の法案での一番中心になる問題でありまし  
て、こういう問題について今まで各委員からい  
ろいろと御意見がございました。  
そういう意味合いでまいりますと、そのコミュ  
ニティーの一一番中核になるのは昔からの商店街で  
あつたわけでありまして、その商店街をどうやつ

ターがおりてしまつた店をどうするかというようなことにつきましては、今まで通産省としましても個々の単発的な政策はいろいろ打つてまつたんですが、それはそれぞれ効果をあらわしているとは思いますけれども、ただ結果においては、今の委員のお話のように、商店街というのはどんどん衰退してしまつている。

ここでひとつかりと最後に踏ん張りをかけて、昔からの商店街、コミュニティあるいは地域の中心市街地というものを復活させるのに渾身の力を絞つてもう一回政府が取り組むべきだとうところから始まっている問題であります。今までは単発のものでありますたが、単発では力が弱いんですが、そのためには十一省庁が一緒になります

して、交通の問題とかあるいは駅車場の問題とか、今まで不足していたようなコミュニティーの場所とか、今までの伝統ある心のある町、歴史と

かすべての面を含めまして取り戻していくことが考えから始まっています。それだけにこれを成功させるために、我々としては、三省が幹事役になつておりますが、そこがしっかりとまとまって十一省庁の予算を総合的に成果を上げるようを使っていくよにしたいというふうに思つていろいろなところでございました。

その具体的にはどういう方法があるかという問題については、また政府委員の方から御説明を申し上げたいと思います。

○堂本暁子君 政府委員が説明してくださいざるなら二つの点をぜひ伺いたいのですが、問題は時間だと思つております。

ヨーロッパの場合なんかを見ますと、一つの建物を建てるのに、長いときは五年、十年かけて住民と行政あるいは住民と企業とが話し合つて、建物とか開発について住民がイエスと言うまで待つわけなんです。ところが、今回はゾーニングですか、それは一年でやるということが決まつてしまつた。それからもう一つは、大型店が出店申請してから住民のいろんな意思を聞いたりなんかするプロセスというのはわずか一年。私はこの時間が日本をもう急激に変えてしまうのではないか。それこそ自然も変わりましたけれども、今度は町の姿、もう相当変わっていますけれども、これだけの予算とそれから法律が出ると急剧に変わってしまうんではないか。この今の法律の中に決められている時間に不安を感じるんですが、その点を加味してお答えいただきたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 今、一年というお話を時間が重要だといつておられます、大店立地法によりまして出店計画が出てきましたときには、「一年ぐらいの期間でどうめどあるわけですが」とあります。厳密には、法律上は大型店側の対応時間といふものははかり知れないと申しますが、大型店はどういうふうな時間で、何をやるのかといふところを決めるのかといふのぐらいの時間をかけて対応を決めるのかといふこと

とがございますから必ずしも一年ということかどうかというのはございますが、一年とおっしゃいましたのは恐らく大店立地法の調整期間と申しますが、そういうものであるうと存じます。

【理事會幹事長若尾席、委員長着席】

同時に、中心市街地の問題というのは、それぞれは地域の御判断ではございますが、私どもは、やはり街づくりという中での中心街の顔をおつ

くりになるということであるとすれば、十分な御議論をしていただき、その進め方についても例えば段階的なアプローチをとられるとかいうようなことで進めていただくもの。そういう堅実な進め方というのも一方で大事なことなのではないかと思つております。

ヨーロッパの場合は、各地においていろいろなソフト面も重要な要素としてあります。歴史であるとか伝統であるとか古い町並みのよさとか、そういうものを生かして各地においてなかなかおもしろい取り組みがされつあると理解をいたしております。これは、地域の賑わいをベースにしたもののとか、あるいは漫画をベースにしたものであつたりとか、あるいは歴史をベースにしたものであつるとか、いろんな取り組みがなされつございま

す。私どもがこれまで把握いたしましたところでは、各地においていろいろなソフト、ハード、ソフ

トウェアも重要な要素としてあります。それが今このいすの上でおばあさんの前のひいおばあさんが安らかに死んだなんといういすが残つているような家がそこらじゅうに町中にあるわけです。確かに中心市街地というのがずっと続いているという感じがするんだけれども、例えばシャツをおろした町は寂しい。シャツをついたところとか伝統であるとか古い町並みのよさとか、そんなどうなもの。一言で言つてみれば、どうも日本の町というのはストックではなくて、耐久消費財みたいにつくつては壊しつくつては壊しと大変な消長があるわけで、中心市街地というようなこれは守らなければ、いつかは壊されるのを心配するんです。だからおおむね最近のことなんです、大体シャツなどのも随分最近のことなんですね。大体シャツなどといふものは、

言葉とほぼ一致するような概念を大方の方は持っているように理解いたしております。それが今先生がおっしゃるような意味合いで中心市街地なのがおっしゃるようないいことにはなかなか難しい議論でございますが、いずれにしてもそのような感じをお持ちになつておられる方が大変多いというふうに思います。法律の上では、いろいろと衰退のおそれがあるとか、あるいは従来から集積があつたこととかとくつては壊しつくつては壊しと大変な消長があるわけで、中心市街地というようないいことについて教えていただきたい。

それから、今ところはこれは市町村が中心になつてやる。しかし、先ほどもお話をありましたが、市町村というのは行政能力がどうも細切れになり過ぎていて十分じゃない。だから、少し先になつたら日本の市町村、最低の自治体の単位は広域合併か何かやつて大体三百ぐらいにしたらい

と、一つには文化、伝統を守るというような話と、もう一つは中小の主に商業者の方々の経営がうまくいくというような話にどう結びつくのか、ちょっと教えていただけませんか。

○政府委員(岩田満泰君)

確かに、先生のおっしゃるように、中心市街地というものをじっくりおもいしておるところでは、旧市街地というのの区域設定というものは市町村長に御判断をいたすくつになつておられます。私どもがこれまでいろいろな各地の市町村あるいは県の方々からお伺いしておるところでは、旧市街地という言葉とほぼ一致するような概念を大方の方は持つておられるよう理解いたしております。それが今先生がおっしゃるような意味合いで中心市街地なのがおっしゃるようないいことはなかなか難しい議論でございますが、いずれにしてもそのような感じをお持ちになつておられる方が大変多いというふうに思います。法律の上では、いろいろと衰退のおそれがあるとか、あるいは従来から集積があつたこととかとくつては壊しつくつては壊しと大変な消長があるわけで、中心市街地をどの地域ということで設定されるのかといつてもそんなに古いかどうかとこの法律は大変自由度が高くなつておりますので、やや乱暴な言い方ではあります、みずから市町村が中心市街地をどのようにして設定していくかなどをかなり自由に認めるようなことになつておるわけでござります。

したがいまして、ヨーロッパのケースとは大分違うことではあると思いますけれども、やはり昔から、昔からといつてもそんなに古いかどうかといふ御議論も含めてござりますが、この辺がこの町の中心だったんだと、そのところについてから、昔からといつてもそんなに古いかどうかと再活性化をするかしないかを含めて市町村の御判断によろうといふことです。

大体そういうところというのが、同時にどうより結果的にだだと思いますが、昔からそこには大体またどういうことになつていくのかといふようなことを考へると、これも私はわからないし余り三千が三百、平均すると十が一つになるわけますけれども、またそれは次に。

○椎名葉天君

どうも勉強不足か、よくわからな

いところが多いんです。

まず初歩的なことを伺うんですが、主に中心市



私、前に、「スマート・イズ・ビューティフル」というシニマッハーの本を翻訳したことがあるんですけれども、そのときに、スマート・イズ・ビューティフルかもしれないけれどもパワフルではない、スマートはパワフルでないという書評があつたのでそれを思い出すんですけれども、今アメリカの中小企業についてはスマート・イズ・パワフルであるというふうな批評すら出ております。そういう意味で、小さな会社が今では株価でもIBMや何かと肩を並べて言われるような状況になつていて。これは大変に僕は結構なことだと思います。

それに比べますと、日本の中小企業の場合には、これは今、私、こういう言葉を使うと少しオーバーかもしれないが、慄たんたる状況にあると言つてもいいのではないかと思うのでござります。

今回出された白書なんかを見ますと、これは去年のデータになつていますが、昭和五十七年から平成八年までに中小企業の事業所が二十二万も実は減つております。それだけ商売がえをしたといふことであろうと思うんですけども、これは本当に大変なことであろうと思います。そしてまた、ことしに至つてもその趨勢がとまらない、歯どめがきかないという状態になつております。

それで、これは一つには例えば立ち上がりの資本が足りないとか人材が不足であるとか、あるいは株式上場が困難であるとか、あるいはいろいろな困難に耐えるだけの体力がないとか、いろいろな特許の移転とか、いろいろ手を尽くしておられるわけであります、どうしてもこれはやはり時間がかかるということだらうと思うんです。

ですから、そういう時間のかかる時期に今大店

法という中小企業のバッファーの一つを取つてしまふということは果たしてよいのかどうか、私はちょっととその点で疑問に思つておるのでございますが、この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今議員から御指摘のありました分野、二つの分野にわたると思います。

その製造業の部分について、議員が御指摘になりましたようなそつた流れがあり、その効果が出るのに多少の時間がかかる、これは私も御指摘のとおりだと思いますし、同時にもう一つの問題として、後継者難という問題もありますと存じます。しかし、中小小売業ということになりますと、これは確かに厳しい経営環境にあることは御指摘のとおりであります。

その上で、現在大店法をめぐって、現行の大店法で大型店の出店に伴う交通渋滞でありますとかあるいはごみ問題など周辺環境の問題に対応できぬ、あるいは経済構造改革、殊に規制緩和の流れの中において、経済的規制である大店法による大型店の出店抑制を継続するのには限界がある。もう一つの大きな要因として、大型店対中小のお店という対立の構図から、むしろ地域ごとの対抗という色彩が濃くなつてきている現在、果たしてこういう状況がいいのかという問題もあらうかと存じます。そして、そうした考え方を総合的に踏まえまして、今回この時期に大店立地法及び改正都市計画法などによる大型店についての政策を変更することいたしました。

今議員からも御指摘のありましたような厳しい環境の中で、積極的に対応しようとする意欲のある中小売店の小売商業の方々に対しまして、講ずることとしております。同時に、その中心市街地以外におきましても、駐車場の整備など魅力のある商店街、商業集積づくりというものに支援をしていこう、情報化などによる中小小売業の業務の効率化を図つていこう、あるいは貸し渉りに応対すべく中小小売業を含めた中小企業支援のた

めの新しい融資制度をつくつていこう、各般の支援策を準備してまいりました。

政府としては、こうした支援策を実施することによって、環境変化に対応し得る中小企業、魅力のある中小企業を育てていきたい、そのような考え方からこの法案を提案させていただいているります。

○小島慶三君 ありがとうございました。

そういうことで中小企業にインセンティブを与えるということがねらいであるということはわからないわけでもありません。しかし、競争といふのはあくまでもイコールフットティングに立つての競争でなければ意味を持たないというふうに思いました。

それで、日本には昔から競争と並んでみ分けという思想があつたと思います。これは江戸時代でもすみ分けという思想が、お上の方だけではなくて、要するに、相手をつぶすのがいいことではなって、実際に商売をやっている人たちの間にもあります。い、相手の悪いこと、悪口を言つてはいけない、それから競争相手の若い者を誘つて悪所へ連れていつてはいけない、とにかくいろんな共存といふか、そういうふうな思想というものがちゃんとあつたと思うんです。

これは一つの日本の美風だと思うんですけども、今は全く影を潜めてしまいまして、競争といふことでイコールフットティングのない競争まで行なわれているということで、これは私は少し行き過ぎではないか。だから、アメリカが日本に対してもいろんな要求をしてくると思うんですけども、これはやっぱりある程度すみ分けという思想を加味してもらつて、そういう思想のもとに政策を動かすということを認めてもらう、そういう必要があるというふうに私は思つておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員の御指摘になるような方向が一つの課題であることは認めます。

その上で、私自身の東京で住所を持つております。

す地域、これは周辺に二つの商業集積、小商業の集積地を持つております。そして、いわゆる大型店というものが最初に出店をいたしましたとき相当地な混戦が生じました。しかし、今、実はその大対中小という先ほど申し上げた対立構図よりも、それぞれが実は大中小がござり合いながら集積対集積という、私はそのような形になつておるようになります。そして、むしろ周辺の中小の小売店の皆さんには、逆に大型店の集客力を利して、むしろそれにプラスした価値を附加することによって地域全体として競争力を高めておるようなそうしたケースもござります。

これは言いかえれば、大型店にはできないきめの細かいサービスというものが中小の小売の皆さんの一つの特技、特色としてできる分野、そうした努力というものをなさることが実はそれの固有の魅力を育てていくことにもつながつていくのではないか、そのような印象も私は持っております。ただ、それは地域によりまして違いがあることも事実であります。私は真に向から議員の御意見を否定するものではありません。

その上で、むしろ大対中小という対立を人為的につくることよりも、混然一体となりました地域におけるその集積度の競争というものが既に起きており、むしろそれをを通じて、その中における中小の小売の皆さんをいかに支援していくか、それが私どもの果たすべき役割ではないでしょうか、私はそのように感じております。

○小島慶三君 ありがとうございました。

つまり、都市というものが崩壊しつつあるのではないか。最近は非常に情報手段が発達しましたから、いろんな商売のルートでも、あるいは物の注文でも購入でも、とにかくパソコンあるいはインターネット、いろんな手法で楽にできるということで、都市の市民としての誇り、感覚、愛情、そういうものが大分薄れてきているのではない

かといふに思つてあります。これはある意味では共同体の崩壊ということでもあらうかと思つてござりますが、そういうものを乗り越えて新しい街づくりというものをお考へてございましょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは大変難しい問題でありますし、事実、社会変化がさまざまな分野で起きておることは議員の御指摘のとおりであります。

ただ、それを否定的とらえるだけではなく、むしろ自分に合った場所を選ぶ、自分に合った場所を選んで居住する。言いかえれば、その選択の可能性というものは高くなる。そうなれば、その地域に対し今まで以上にコミュニティをつくる、あるいは街づくりに参加しよう、その中で溶け込んでいこう、そういう意識が出てくるということを考えられるんじやないでしょうか。そういうふうに考えましたときに、私は必ずしも否定的にだけその社会変化をとらえるのではなく、むしろ街づくりに対する情報を提供する、あるいは関心を呼び覚ます、そのチャンスというのは以前より多くなつてゐるよう思います。

それだけに、市町村における都市計画のマスタートップランの策定といふものを通じまして住民の関心といふものをいかに的確に受けとめていただいかがつていいのではないか、私はそのように考えたいと思います。

○小島慶三君 終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 総理の時間は限られておりますので、どうか質問また答弁は簡潔にお願いいたします。

○加藤修一君 公明の加藤でございます。

私は最初に、流通業に係るグローバルスタンダード、これに対する総理の御認識をお伺いしたいわけです。先ほど、大臣からも経済規制から社会規制への

政策転換だという話がございました。グローバルスタンダードという意味を理解するに当たりましては、欧米で進められている街づくりを見ると非常にわかりやすいのではないかと思うわけであり方、その中身が極めて重要であると私も思つております。

お手元に配付された資料がございますでしょうか。例えばドイツを取り上げてみますと、たまたまドイツを取り上げておりますけれども、この種の規制はドイツに限つたことではないように思ひます。ドイツの大型店が店舗ができる地域、「大規模小売店が店舗ができる地域は、中心部と郊外の特定の地域に限定されている」(そもそも地域詳細計画が策定されない地域では店舗が認められない)。仮に地域詳細計画がつくられたとしても、たとえ問題がないという地域であつたとしても、五つの影響のうちで一つでも重要な悪影響が生じる場合、開発を許可しないと。その五つのうちの一つ、例えば住民への日用品供給に対する悪影響、あるいはもう一つつけ加えていますならば、都市構造への悪影響、こういった都市計画から見た規制内容になつてゐるわけであります。

こういつた内容を含んでいるものが欧米における街づくりに対する情報を提供する、あるいは関心を呼び覚ます、そのチャンスというのは以前より多くなつてゐるよう思います。

それだけに、市町村における都市計画のマスタートップランの策定といふものを通じまして住民の関心といふものをいかに的確に受けとめていただいかがつていいのではないか、私はそのように考えたいと思います。

○小島慶三君 終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 総理の時間は限られておりますので、どうか質問また答弁は簡潔にお願いいたします。

○加藤修一君 公明の加藤でございます。

私は最初に、流通業に係るグローバルスタンダード、これに対する総理の御認識をお伺いしたいわけです。先ほど、大臣からも経済規制から社会規制への

わけであります。今回の大型店への対応については、これを基本とすべきであるというふうに私は考えております。

これらを踏まえまして、総理の流通業とこれら街づくりについての社会的規制、こういった面に関するグローバルスタンダードの御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員の資料を拝見しながら改めて読み返してみましたが、大型店の立地につきまして、多くの欧米諸国におきまして、生活環境あるいは都市計画の観点から地方自治体が策定する計画に基づいての規制が行われてゐる、これは議員御指摘のとおりであります。そして、これは例えばアメリカの場合ですと地方自治体によるゾーニング制度による規制、今議員からも配付をされました資料を拝見いたしましたが、イギリスにおける都市田園計画法、あるいはドイツの建設法典と建設利用令、いずれも生活環境あるいは都市計画の観点から規制を行つてゐるわけであります。

今回の我が国の政策の転換、まさに大型店の適正な立地の実現を図りますために都市計画法の改正を含むいわゆるゾーニング的な手法の活用を図る、加えて、大型店の立地に伴つて生じ得る交通あるいは騒音、廃棄物問題など周辺の生活環境への影響を緩和するために、社会的規制としてこの法の制定を考えようとしておるわけであります。まさに私は、国際的な広く採用されている考え方方に沿うものだ、そのように理解をいたしております。

○加藤修一君 今回出された大店立地法についてまだまだ私は審議が不十分で、課題を引き出すには時間がないなどいう感じでいるわけです。大きな政策転換でありますし、ほかの委員からも、改正都市計画法によつて大型店舗の進出、そぞういつた社会的規制ができるでないことが考えられます。私も実際そう思いますし、結果として地域社会が混乱する、あるいは街づくりが混乱する、そういう立場ではございません。それぞれの地方自治体

いった可能性が十分考えられるわけです。通産大臣は先ほど、制度の安定性とか定着状況を見て、年限を区切つて見直しを行うことについては適切ではないと、そういうような話があつたわけですから、現に今の大店法につきましては、附則の第二条「検討」という中で、「この法律の施行の日から二年以内に、見直しをすると」と、そのようにあるわけであります。大店法は通産省所管ですけれども、今回は、第一に大店立地法、中心市街地活性化法、改正される都市計画法、そいつた三法がかかるつてくるわけでありますし、それから第二には十一省庁が関連しているわけであります。そういう意味では見直しの可能性は大きい、うまく整理し切れるか、その辺のところが十分可能としてあるわけですから、年限を明確にして見直しを図るべきだと私は考えておりますけれども、総理の御見解をお示し願いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは私、議員に異論を唱えるわけではありませんけれども、むしろ年限を一定のところでとらえるというよりも、必要があればいつでも見直すということの方が私はこの場合肝要ではないかと思うんです。と申しますのは、議員からも御指摘がありまして、今回十一の省庁が関連をいたします。これはそのとおりです。そして、政府側として考えなければならないのは、その十一省庁の連携がきちんと行われること、そして必要な施策がきちんと対応されること。しかし、その基本にありますのは、まさに今回改正都市計画法を始めとするゾーニング的な手法によって全体を変えていくう、そしてそれは地方自治体すなわち市町村行政にとりましてもこれは大きな転換を求めることがあります。しかも、国はその計画を査定するとい

がその地方自治体としてのお考えでつくつていかれるその基本計画に沿い、十一省庁の施策がそれを支援するという形であります。

その場合に、私は制度の安定性、先ほど通産大臣もそういう答弁をされたと今委員から御指摘を受けましたが、私はやはり制度が安定して運用されるということは必要であろうと思いますし、余り短期間に期限を切つて見直すというよりも、この仕組みがきちんと動くことを我々としては努力し、関連する省庁の施策がそれぞれの重点を生かし切るようなそういう努力を政府としてはすべきではないか、私はそのように考えております。

○加藤修一君 問題があつたら見直しをするという話でござりますけれども、問題があつたらどうその辺のところがどういうふうに解釈されるか、基準がきちっとあるのかどうなのかというところがちょっと不安で、信用しないわけではございませんが、やっぱり年限を区切つてやるということも一つの方法だということを主張して、質問を終わりたいと思います。

○梶原敬義君 橋本総理、サミットから帰つて、また毎日御苦労さまであります。

一つぜひやつてもらいたいことがあります。それは、サミットの際もそうなんですが、対外と対内向けに、今度の十六兆の経済対策の中で住宅施策がずっと入っています。日本の借家面積の中で四十平米以下は、世界と比較してみると、日本は四八%、フランスが三・六%ですか、ドイツは一%ちょっと切つて〇・六%ぐらい、アメリカは〇・%、そういう状況です。

それに対して、十六兆円のこの経済対策の中では、住宅金融公庫の金利が二・七五%になつたり、あるいは住宅取得減税も上がりました。そういういろんなものもろの手を打つておりますから、サミットの場あたりで、日本は内需拡大は公共事業もやるし、あるいは減税もやるし、住宅もおくれている分はこの不況の中で取り返すよと、これをひとつ対外的に宣言をしてもらいたいのが一つです。

それから二一番目に、今ちょうど地価も下がつておられます。そういうことですから、金利も安いし、あるいは住宅金融公庫も対応するし、住宅取引得減税も大幅にやつてある、このことを国民向けに宣伝をして、ひとつ今チャンスですよと総理が言えれば、今、外から言われるような内需拡大の間題というのは火がついてくると思う。

こういう最近の不況局面を乗り切るときには、個人消費が伸びてきて、そして設備投資が伸びるというパターンがある。これは私もずっと長いこと野党おりましたが、細川、羽田、村山、橋本と、政権の中でそこをずっとやってきました。

ですから、国内向にも総理が、この際、狹隘な住宅をよくして住みよい環境をつくりましよう

と一回テレビで言えば需要は相当伸びりますから、それをやって早く今消費不況、危険なデフレ状況というのを転換してもらいたい。このことを最初にお願いをしたいと思います。何がありますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) サミットの場合に、個別の社会資本整備の内容まで十分に説明する時

間はありませんでしたが、私どもとしては将来の國民が喜んでいただけるよう分野を重点的に考

えるんだということで、むしろ私はダイオキシンを初めとした環境あるいは科学技術といった分野への問題を中心にしてまいりました。

しかし、確かに議員の言われるよう、住宅と

内需拡大は、いつの日本の解決していくべき将来に向かっての課題であることはそのとおりだと思います。

その対して、十六兆円のこの経済対策の中では、住宅金融公庫の金利が二・七五%になつたり、あるいは住宅取得減税も上がりました。そう

いうものが一つの日本の解決していくべき将来に

向かっての課題であることはそのとおりだと思います。

その予算措置も兼ねて十分配慮されますよう

に、二点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほどの加藤議員の御指摘をいたしましたような対応を用意してま

いました。その御注意は大事にし、必要に応じ強調してまいりたい、そのように思います。

○梶原敬義君 ぜひ何とか突破口を見つけてほし

いと思います。

住宅の場合は八百業種に及びますし波及効果が二・三倍、こう言われておりますから、総理が言えまあとはばと伸びますから、ひとつ要望しておきます。

それから次に、きょう中心市街地活性化法につきまして審議をいたしました。

これは十一省庁にまたがっております。主体は通産省、建設省、自治省、ここで連絡会議みたいなものを持ってやつてあります。市町村が基本計画をつくりましてこれは十一省庁全部にあつちこつちに行つたら大変なことですから、通産大臣にもよく申し上げましたが、総理も

この点については市町村が本当に困らないようになぜひそういう措置をとつていただきたい、それが一つです。

それからもう一つは、予算措置であります。先ほど議論をいたしまして、通産省側の感触は、そんなどくさんはないだろうと、建設省もそう

いう意向のようです。三千三百に及ぶ市町村がほとんど中心市街地といふのは持つておりますから、市町村長さんは、あつちがやつてこつちがやらぬとなると次の選挙は負けます。だから私は、この法律ができますと恐らく相当地域は、そんなどくさんにはならないのではないか。しか

ら、市町村においてなかなか同時並行ということまでいけるのかどうか、そうしたことを考えますと、スタート時の数は必ずしもそなたくさんにはならないのではないか。しかし、一两年の間にふえていく可能性といふものは多分に持つていて思つております。

そうした場合に、必要な資金があるは協力ができないような状態にならぬよう全力を尽くし、注意を払つていただきたいと思います。

○梶原敬義君 大店立地法の関係ですが、これは要望です。

要するに、中小商店と大店舗というのはプロボクサーで言いますとミドル級とフライ級のたたき合いでみたいなもので、これはフライ級が勝つわけないです。ですから、そういう心配というのもも

う言わざもがなでよく御理解いただいておると思いますが、今後政府は指針をつくるということであります。

この際に、街づくりとかあるいは生活環境とか

本計画の写しの送付先、こういったところについて通産省、建設省、自治省を中心に一元的な窓口を設置いたしますとともに、その支援を受けようとする市町村に対し、国の対応について調整、連携を図りますための関係省庁の連絡協議会を設ける方向で今政府部内において準備をいたしております。

こうしたことときちんと整頓していくことによりまして、まず提起をされました問題にはこたえたないと考えております。その上で、私も恐らく実は各省の事務方の諸君が思つているよりも希望は出てくると思います。ただし、多少の時間差があると思います。

こうしたことときちんと整頓していくことによりまして、まず提起をされました問題にはこたえたあととはばと伸びますから、ひとつ要望しておきます。

それから次に、きょう中心市街地活性化法につきまして審議をいたしました。

これは十一省庁にまたがっております。主体は通産省、建設省、自治省、ここで連絡会議みたい

なものを持ってやつてあります。市町村が基本計画をつくりましてこれは十一省庁全部にあつちこつちに行つたら大変なことですから、通産大臣にもよく申し上げましたが、総理も

この点については市町村が本当に困らないようになぜひそういう措置をとつていただきたい、それが一つです。

それからもう一つは、予算措置であります。先ほど議論をいたしまして、通産省側の感触は、そんなどくさんはないだろうと、建設省もそう

いう意向のようです。三千三百に及ぶ市町村がほとんどの中心市街地といふのは持つておりますから、市町村長さんは、あつちがやつてこつちがやらぬとなると次の選挙は負けます。だから私は、この法律ができますと恐らく相当地域は、そんなどくさんにはならないのではないか。しか

ら、市町村においてなかなか同時に並行していけるのかどうか、そうしたことを考えますと、スタート時の数は必ずしもそなたくさんにはならないのではないか。しかし、一两年の間にふえていく可能性といふものは多分に持つていて思つております。

そうした場合に、必要な資金があるは協力ができないような状態にならぬよう全力を尽くし、注意を払つていただきたいと思います。

○梶原敬義君 大店立地法の関係ですが、これは要望です。

要するに、中小商店と大店舗というのはプロボクサーで言いますとミドル級とフライ級のたたき合いでみたいなもので、これはフライ級が勝つわけないです。ですから、そういう心配というのもも

う言わざもがなでよく御理解いただいておると思いますが、今後政府は指針をつくるということであります。

この際に、街づくりとかあるいは生活環境とか

今お話をありましたようなことを、弱い立場の商店街のことに十分配意をしていただきたいということが第一点であります。そして同時に、県や市町村や商工会議所や商工会とかあるいは中心商店街とか、そういうところの意向を十分聞いて対応するようにしていただきたいと思います。

終わります。

○山下芳生君 総理はかつて「政権奪回論」の中で、「巨大な資本を持つスーパーや百貨店という強者から、魚屋さんや八百屋さんなどの弱者を守ることが、この大店法の眼目なのだ。」と述べられました。私、非常に共感できる表現だなと率直に思いました。ところが、今政府はこの大店法を廃止しようとしている。残念であります。

総理は、巨大な資本から弱者を守るルールといふのはもう日本には必要なくなつたという御認識なんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 本当によく目を通していました。ありがとうございます。そして、私は基本的に考え方は変わりません。

その上で、今、大対中小といつた対決の構図、そうした図式からむしろ地域集積対地域集積という競争に変わつてきているんじゃないだろうか。そういう地域、現実を振り返つたときにそういうう、そうでない地域もあります、それは。しかし、大きく考えたときに、むしろある程度その地域集積対地域集積の競争になつてきているんじゃないだろうか、私は実際の感じとして今そういう実感を持つております。

そして、そう考えましたときに、まさに従来の経済的な手法としての大店法で本当にいいんだどうか。地域の交通渋滞とか生活環境等々を考えますと、むしろ社会的な規制が必要です。同時に、それは例えばソーニング的な手法ということが先ほどから議論が出ておりますけれども、こうしたもので対応していくように変わつてきているんじゃないだろうか。

私は、自分の住んでおります地域、その周辺の商店街というものを振り返りますしても随分変化し

た。そして、むしろその一つの商店街における大店街のことに十分配意をしていただきたいということが第一点であります。そして同時に、市町村の計画というものを受けながら、どうすれば中心市街地を、言いかえれば、そこにおける中小売業というものを活性化させていけるか。むしろ地域ぐるみの計画というものをきちんとそれぞれの地域におつくりをいたしました上での地域集積対地域集積の競争に既に変化をしつつあるのではないか。それをとらえ、きちんと対応していくことを考えておくべきであり、同時に、市町村の計画というものを受けながら、どうすれば中心市街地を、言いかえれば、

そこにおける中小売業というものを活性化させていけるか。むしろ地域ぐるみの計画というものをきちんとそれぞれの地域におつくりをいたしました上での地域集積対地域集積の競争に既に変化をしつつあるのではないか。それをとらえ、そこにおける中小売業というものを活性化させていけるか。むしろ地域ぐるみの計画というものをきちんとそれぞれの地域におつくりをいたしました上での地域集積対地域集積の競争に既に変化をしつつあるのではないか。それをとらえ、

か、御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、今から私が申し上げるまでもなく、既に御承知だと思いますが、日本で今我々がとろうとしているその政策の変更というのは、時代の変化に対応したものであります。

そして、WTOとの関係ということで申します

なら、今議員も引用されましたように、私どもは大店法上の措置というものがサービス貿易一般協定には整合しない措置には当たらないという立場であります。その上で、アメリカとの間で「国際協議を行いましたが、相互に満足すべき解決には達しませんでした。そして、米国がパネル設置の要請の権利を有したまま現在に至つてはいるという状況にあります。

そして、議員が引用されました部分、これはWTOの協定に定める義務と権利の範囲内で各国の施策を講ずることを認めていた。その範囲を超えて自由に行動することを認めていたものではないということ。同時に、サービスの貿易に関する一般協定の十六条におきまして、経済上の需要を考慮するとの要件によってサービスの総産出量の制限を行つてはならないという規定もございます。

我々として主張すべきことは主張してまいります

したし、その論理を変えておるわけではございません。協定上の解釈を我々が譲つているものではありません。その上で、今、時代の変化の中において実効ある制度をつくろうという考え方でこの問題に取り組んでいるということは御理解をいただきたいと思います。

○山下芳生君 終わります。

私は、きょうは質問というよりも特に総理にお願いしたいのは、十一省庁というのを数で並べますとこれは大変な力なんです。ところが、従来、御案内のように、縦割り行政の中で若干縛張りもあれば役所のエゴもある。十一も集めて本当に統制がとれて、法律の趣旨に対して的確に対応していないのかといたことを考えた場合、私の結論は一つしかございませんで、総理御自身が本気になつて強力な指導のもとに一致してやりませんと、単に通つただけになつてしまいやしないかな

二法が出てきた。地域の特性にかんがみてそれぞれ活性化する、自治体が主軸になってやれということで、この法律の趣旨どおりうまくいくのかどうかということになりますと、かなりの疑問点があるんです。

一般参考人をお呼びしていろんな御意見を徵

した中で、非常にわかりやすい話は、消費者から見放されて、みずからも余りやる気のない経営者というのは、これほどなたも救済することはできないんですね。それを、話をひっくり返して、弱者切り捨てという表現は私は当たらないと思う。

そもそも時代の要請、世界の経済の流れの中では、消費者がそっぽを向いた、本人も老齢その他いろんな立場の方でやる気がなければ、これ

はまあ淘汰とは私は言いたくございませんが、いた方ない。ただ、やる気がある方について、今非常に経済環境が悪い中ですから、この二法が成立了からといって簡単に活性化できるわけじゃないと思う。

私は、きょうは質問というよりも特に総理にお願いしたいのは、十一省庁というのを数で並べますとこれは大変な力なんです。ところが、従来、御案内のように、縦割り行政の中で若干縛張りもあれば役所のエゴもある。十一も集めて本当に統制がとれて、法律の趣旨に対して的確に対応していけれるのかといたことを考えた場合、私の結論は一つしかございませんで、総理御自身が本気になつて強力な指導のもとに一致してやりませんと、単に通つただけになつてしまいやしないかな

特に、今は全体の経済の活力が非常に落ちておる中の地域活性化策でござりますから、繰り返してもう申し上げませんけれども、総理の相当な決意を持っての指導、統制、責任の所在というもののが指導をいたしませんと趣旨が生きない。せつかの法律でございますから、そのところをたつてよろしくお願ひ申し上げたい。

WTOの舞台で大店法の政策目的を堂々と主張し、日本の大店法の役割を訴えていくということは主権国家として当然の権利であり、政府の責務だと思いますが、残念ながらその姿勢を貫徹されない状況にある。

○平井卓志君 終わります。

きょう私が申し上げたいのは、もうそろ時間をとらずしてこの法律案は成立するでしょう。すばら、もうこらでいいじゃないかと言う方もおられる。

以上が私の要望でござります。お考えがありま  
したらひとつどうぞ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは非常に大事なポイントを改めて御指摘いただきたわけでありましそれけれども、私ども、この中心市街地活性化、特に中心市街地における商店街というものの機能を考えましたときに、従来からさまざまなもの役割をそれぞれの地域において担つてまいりましただけに、文化の面あるいは暮らしの中の憩いの部分、さらに今度は生活弱者と言われる方々の立場からいいますと、中小の商店が得意としておられたきめの細かなサービスというものがいかにその生活を支えていく上で大きいか。本当に実はいろんな角度からの問題が出てまいりました。

そして、別に数を並べるつもりだったわけでは決してないんですけれども、そういう観点からを中心街地といいうものの活性化を図ろう、そこにおける商店街の機能というものを維持し復活させていこうと。今議員が言われましたように、やる気のない者が救われるということではありません。しかし、やる気のある方々を支えられるようなものを作つくりたいと考えますと、これだけの省庁が本当に関連して出てまいりました。そして、それぞれの役割といいうものは私は皆大事な役割だと思います。そして、おのずからその地域において必要な施策の優先度は違ひがあると思います。それだけに連絡体制といいうものを考えるということで、先ほど御答弁を申し上げましたような窓口を整理事項から連絡のメカニズムを政府部内に關係省庁でつくるということを申し上げてまいりました。

そして、何よりもこれは市町村を中心にして、住んでおられる方々、地権者の方もそれは入るでしょうし、御商売していらっしゃる方も含めて、多様な関係者がつくつていただけるその地域の特色を生かした基本計画というものをいいものを作ります。その上で、歯車がかみ合わないような事態を起こさないように全力を尽くします。

○平井卓志君 最後にお願ひをしておきますけれども、ぜひともひとつこれは成功させたいなどと思っておる法律案の一つでございまして、街づくりでありますから拙速は避けなければならぬし、先ほど同僚委員の質問にもございましたように、横並びが好きな国民でありますから、一齊に申請が来るのか来ないのか、ばらばらなのか、それは私はわかりませんが、くれぐれも会社がつぶれてしまってから就業規則をいじくり回すようなことのないように、促進方をたつてお願ひいたします。

○堂本曉子君 今、時代の変化に対応してと総理はおっしゃいまして、これだけ大胆な政策転換をするのであれば、本当に前向きに、しかも失敗が許されない、そういう政策の転換だろうというふうに認識しております。

その中で、私は大変危惧していることを一つ、それから総理へのお願いを一つと申し上げたいと、思つております。

先ほどから総理が住民の意思を十分にくみ上げたマスター・プランともおっしゃいましたし、その地域の基本計画ということを大事にしたいとおっしゃつたんですが、危惧をいたしますのは、その十一省庁、中央からの例えばコンサルタントあるいは都市工学的な専門家がそのマスター・プランをつくりましたときに、果たしてどれだけ本当に主役であるはずのやる気のある中小の八百屋さんやお魚屋さんの意思が反映されたプランになるのか。あるいは、七十、八十のおばあさんやおじいさんや小さい子供たちの気持ちが本当にどこまで通じるのがということで、そこに落差が生じるのではないか。特にハードに偏るのではないか。  
とかく日本は今まで箱物をつくってきました。プラザと言えば広場をつくって、イタリイでないのにどこでもプラザだらけになつていて、それが中心市街地にまた出てきたのでは何にもならない。土の道でもいいんではないか。  
むしろ大事なのは、今まで日本の文化のある種

の生活習慣の継承地だと思うし、社交場でもあります。私の住んでる周りはそれが壊れてしまつたんですけども、よかれと思ってやることが逆に崩されてしまう。それは予算があるがゆえにそれからその地域の特性とかそういうものが怖いという気がいたします。

そして、特に地方の方たちが東京のようないいというような幻想を今抱かれることが大変に怖い。むしろ地方にあるよさというのをどう本當に発掘していくのかということが、このプロセスの中で、特に非常に作業が早いようには思えますので、日本全国のことですから、果たしてそこのところが丁寧にきめ細かく政策がどう展開できるかということを考えています。

総理にお願いしたいのは、先ほど住宅の話も出ましたけれども、元気な中小の方に今がチャンスなんだ、頑張りなさい、声を上げてくださいといふことを、ぜひ総理大臣のお立場でかけ声をかけていただきたい。さもないと、皆何かこちらは弱者なんだ、大型店が来たら負けんんじゃないけどいうむしろ恐怖が今広がっているように思つております。

そうではなくてここは堂々と、市場経済の中で中小のお店にしかできないきめの細かい、そして個性のある、しかも多様化したニーズにこたえるようなことをやれるのは今なんですよ。首長さんたちだけ、町長さんや市長さんの場じやないんですよ、あなたたちお店の人たち、中小の方が堂々と声を上げるときなんですよということをぜひ声を上げていただきたいと思います。さもないこと、日本の生活文化というものが壊れる、そこをやはり前向きにいい方向にぜひ展開していただきたい。お願いでござります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 衆議院で同じような機会に御答弁を申し上げましたときには、文化庁が指定しております伝統建造物群、あれを考えていただきたいというのを一つの例として私は答弁に使わせていただきました。

あれはまさにそれぞれの時代における中心市街地でありますし、また中小売、あの時代になりますとあるいは当時のルールでいけば大型店になるとものがあつたのかもしれないけれども、自分たるふるさとを振り返りましてもそうしたものが残されております。そして、それは街の顔であり、文化の継承であり、さまざまな役割を果たしていました。

その意味で今の議員の御指摘は私は非常に大事に聞かせていただきたいと思いますし、殊にハンドに偏らずソフトを考え、そしてそのソフトの中にそれぞれの地域社会に住んでいる方々の息吹の聞こえるような受けとめをしろという御注意は、これは通産大臣以下事務当局の諸君も聞いてくれておりますけれども、私は非常に大事な御指摘だと思います。

そして、そのソフトにという中に、私は、むしろこれからの中大小売の皆さんに、地域社会の中で中大小売業というものが果たしていく役割といふものを見出していただきたい、今御質問を伺いながらそのような思いをいたしました。それぞれの地域の中には生活上の弱者と言われる方々は必ずあります。そうした方々の生活の便を支えるとすれば、それはまさに中大小売の方々の役割でありますし、そのきめの細かいサービスというものは当然ながらそれぞれのお店の特色としても生きていくであります。

問題は、そういう行動を促し得るような基本計画というものがプランニングとして出てくる、それを我々は受けとめる、そして支援をしていくということであり、その場合のソフトの重要性という御指摘はこれからも大事にしたいと思います。

○椎名泰大君 総理がおいでになる前の審議の中でも、何より大事なのは主たるブレーイヤーである中 小の小売業者の方々の心構えだということを申し上げたんです。

まず大事なことは、これがいわゆる弱者救済みたいな色彩を持たないこと、その先に皆さんが弱者だと自分で思い込まないことだと思うんです。

先ほど総理も集積化というようなお話をなさつて、その中で十分に元気よくやつておられる方々のお話があつた。

私がことでまことに申しわけないんですが、私は三十五年前に、これは小売業ではありませんが、製造業ですけれども、本当にスクラッチから七人ばかりで製造業をつくりまして、どうやら三十五年生き延びて一かどの、中の小ぐらいの会社になつております。その経験からいいますと、大きなところは東芝とか日立とか、それと似たようなことをやつたんですが、これは本気になれば全然怖くないんです。

実は、その会社を立ち上げる前にソニーの盛田さんとお知り合いになりまして、当時まだ中小のうちの小と中の間ぐらいかな、品川の木造のところでまだやつておられたころですけれども、あなた尊敬する経営者だれかいますかと言つたらいいと言つてあります。当時も有名な方がたくさんおられた。その根拠は、あの人たちが私の会社へ來た三日でつぶしちゃうというような物すごい強気であつたけれども、實際そのつもりでおやりになつたんだろうです。本当に私もつぶれそうになつたことがあるけれども、いつでもその言葉を思い出してやつてとにかく生き延びた。それがとても大事なんだと思うんです。

小売業者の方々だけでなしに、今どうも私が心配なのは、日本の中に自分は弱者だと思っている人がどんどんふえちゃつた、これが一番の今の日本本の問題だらうと思つております。銀行なんかも皆弱者のような顔をなさるし、それから大きな製造業なんかでも輸出がどうも壁があつてなんと言つて弱者のような顔をするし、最近もつと気になるのは、お役人がみんなにたたかれて弱者のような顔をなさる方もふえてきた。こう皆弱者だと、こんなものを皆救済していただけたら、幾ら千二百兆円とかなんとか威張つてもこれはもたないです。

私は、こういうような法律をこういう景気が低迷しているときにはまた議論しているということは、非常に何というか、議論に陥りが出てくると

思つてます。これから脱却して、おれたちは強いんだといつていうような氣分が皆が持てるようになるようにするためには、やっぱり日本の経済全体が回復しなきやいかな。

きょうはお出ましを願いまして大変御苦労さまですが、本当のことを言つて、総理がこういう細かい法律なんかに一々お出ましになることはないんだろうと思うんです。申しわけありません、もつと本当に今の日本の落ち込んでいるこの経済を根本的に上向きにするということ、これがありますので、ぜひ頑張つていただきたい。

○國務大臣(橋本謙太郎君) 私は、今の議員の、当然ながら自己責任あるいは市場原理というものをベースにしなければこういう施策はうまくいかないよという御注意はそのとおりだと思います。そして、当然ながら、私は、市町村が基本計画をつくるうとする時点で、自分たちの地域住民が弱者だと思つたらろくな計画はできないと思うんであります。





平成十年六月五日印刷

平成十年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D